

令和8年3月

篠栗町議会第1回定例会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：2月26日(木)～3月12日(木) 15日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘 要
第1日	2	26	木	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託 ・採決
第2日	2	27	金	考 案 日		
第3日	2	28	土	休 会		閉 庁
第4日	3	1	日	休 会		閉 庁
第5日	3	2	月	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第6日	3	3	火	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第7日	3	4	水	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第8日	3	5	木	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第9日	3	6	金	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第10日	3	7	土	休 会		閉 庁
第11日	3	8	日	休 会		閉 庁
第12日	3	9	月	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第13日	3	10	火	本 会 議	午前10時	・一般質問
第14日	3	11	水	予 備 日		・議案等整理
第15日	3	12	木	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各付託案件委員長報告 ・採決 ・閉会中の継続審査
						閉 会

令和8年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

令和8年2月26日(木) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 9番 , 10番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 議案等の委員会付託について
- 第5, 議案第4号 篠栗町教育委員会委員の任命について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
3	専決処分の承認を求めることについて(専決第1号) 〔令和7年度篠栗町一般会計補正予算(第10号)について〕	予算 特別委員会
5	篠栗町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める 条例の制定について	文教厚生 常任委員会
6	篠栗町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
7	篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	総務建設 常任委員会
8	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条 例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
9	篠栗町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	総務建設 常任委員会
10	篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ いて	文教厚生 常任委員会
11	篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例の全部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
12	篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
13	篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特 定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 の全部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
14	工事変更契約の締結について 〔篠栗北地区産業団地事業用地2法面工事〕	総務建設 常任委員会
15	町道の路線変更について	総務建設 常任委員会
16	令和7年度篠栗町一般会計補正予算(第11号)について	予算 特別委員会
17	令和7年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)に ついて	予算 特別委員会

議案 番号	件 名	付託委員会
18	令和7年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会
19	令和7年度篠栗町水道事業会計補正予算(第3号)について	予算 特別委員会
20	令和8年度篠栗町一般会計予算について	予算 特別委員会
21	令和8年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について	予算 特別委員会
22	令和8年度篠栗町後期高齢者医療特別会計について	予算 特別委員会
23	令和8年度篠栗町水道事業会計予算について	予算 特別委員会
24	令和8年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について	予算 特別委員会

令和8年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

令和8年3月10日(火) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	12番	荒牧 泰範	議員
2.	5番	太郎良 瞳	議員
3.	6番	横山 和輝	議員
4.	3番	吉本 文枝	議員
5.	4番	門馬 良	議員
6.	1番	崎山 佐穂	議員

令和8年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

令和8年3月12日(木)午前10時開議

- | | |
|--------------|--|
| 第1, 議案第 3号 | 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)
〔令和7年度篠栗町一般会計補正予算(第10号)について〕 |
| 第2, 議案第 5号 | 篠栗町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 第3, 議案第 6号 | 篠栗町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第4, 議案第 7号 | 篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第5, 議案第 8号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第6, 議案第 9号 | 篠栗町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第7, 議案第 10号 | 篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第8, 議案第 11号 | 篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について |
| 第9, 議案第 12号 | 篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第10, 議案第 13号 | 篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について |
| 第11, 議案第 14号 | 工事変更契約の締結について
〔篠栗北地区産業団地事業用地2法面工事〕 |
| 第12, 議案第 15号 | 町道の路線変更について |
| 第13, 議案第 16号 | 令和7年度篠栗町一般会計補正予算(第11号)について |
| 第14, 議案第 17号 | 令和7年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について |
| 第15, 議案第 18号 | 令和7年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について |
| 第16, 議案第 19号 | 令和7年度篠栗町水道事業会計補正予算(第3号)について |

- 第17, 議案第 20号 令和8年度篠栗町一般会計予算について
- 第18, 議案第 21号 令和8年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について
- 第19, 議案第 22号 令和8年度篠栗町後期高齢者医療特別会計について
- 第20, 議案第 23号 令和8年度篠栗町水道事業会計予算について
- 第21, 議案第 24号 令和8年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について
- 第22, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

令和8年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

2月26日(開会)

令和8年 第1回 定例会 会議録

日時 令和8年2月26日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎山佐穂	2番	浦野雅幸	3番	吉本文枝
4番	門馬良	5番	太郎良瞳	6番	横山和輝
7番	品川静	8番	古屋宏治	9番	栗須信治
10番	村瀬敬太郎	11番	今長谷武和	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	田村明広
教育長	今長谷寛	総務課長	有隅哲哉
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長	西村智子	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	山口恵美	収納課長	平山智久
住民課長	進藤功次	健康課長	堀雅仁
福祉課長	村瀬菊子	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	松尾篤史	上下水道課長	花田篤
学校教育課長	吉村秀昭	こども育成課長	藤幸三
社会教育課長	横内綾子		

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	伴秀代
係長	齊藤裕子	主事	黒瀬友宏

午前10時00分

○議長（古屋 宏治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

また、まちづくり課及び議会事務局の2名の職員による写真撮影を許可しております。

ただいまから、令和8年第1回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の調査結果はタブレットにメールで送信したとおりでございます。

これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、9番 栗須信治 議員、10番 村瀬 敬太郎 議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月12日までの15日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

従いまして、会期は本日から3月12日までの15日間に決定いたしました。

日程第3、議案の上程を議題といたします。

本定例会に提出されております議案は議案第3号から議案第24号までの計22議案でございます。

それでは、議案第3号から議案第24号までを一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 皆様おはようございます。

本日、令和8年第1回定例会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙のなか、

ご出席賜り誠にありがとうございます。篠栗町では、現在都市圏16の市町と歩調を併せて渇水対策本部を設置し、役場の壁に懸垂幕を掲げ、様々なツールで町民の皆様には節水を呼びかけているところでございます。そうしたなか一昨日の昼過ぎから昨日午前中まで待望の雨が降りました。現在のところ、鳴淵ダムの水位は降雨前に比べて0.6%程度上昇し、満水時の50.5%となっております。しかしながら、筑後川水系のダムは10%を切る状況が続いておりますので、今後も予断を許さない状況でございます。3月のまとまった雨が待たれるところでございます。

まず、議員の皆様に対しまして改めて私からお詫びを申し上げます。

オアシス篠栗温浴施設の廃止に関する案件でございます。篠栗町のホームページにも、2月20日に私の本件に関する総括的報告を掲載いたしました。この案件は1年間役場内でしっかり協議をし、温浴施設等の廃止止む無しとの判断から、議会に条例改正の提案、これは令和7年9月議会で行いましたが、それをしたものでございました。が、その際、「篠栗町総合保健福祉センター」であるオアシス篠栗について、今後の果たすべき役割を明確にしなかったことは大いに反省すべき点でございました。行政側の早急なオアシス篠栗の温浴施設・トレーニングルームの廃止を盛り込んだリニューアル案が高齢者の皆様の居場所を失くしてしまうと受け取られ、町民の皆様からも篠栗町総合保健福祉センターとしての役目を蔑ろにするのかと大きなお叱りを受けました。

9月定例会のご指摘とその後頂いたご意見も踏まえ、温浴施設は廃止しますが、高齢者の憩いの場としての施設の役目を果たすことができるよう、併せて子育て世代の皆様が子供たちと一緒に集い過ごすことのできるような場所にリニューアルすることが望ましいと判断いたしました。施設を建設し新規事業を行う場合とは違い、施設を廃止し、一つの事業を閉じる際は、慎重の上にも慎重に審議を重ね、説明し、議会や町民の皆様への御理解を頂いて「ならばしかたのないことだ」との判断の上に行わなければならないと大いに反省するところでございます。

今後も、施設の用途廃止や変更が続きます。今回の件を反省材料にして、町民の皆様第一に説明責任を全うして進めてまいり所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。この度のことで、町民の皆様にご迷惑を与えましたことを改めてお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

さて、国におきましては、2月18日に特別国会が召集されまして、第2次高市内閣が発足いたしました。

2月20日の施政方針演説において「責任ある積極財政」の考え方のもと、危機管

理投資や成長投資を推進し、国内産業基盤の強化やエネルギー政策の再構築、デジタル化の加速などを通じて、持続的な経済成長を目指す方針が示されました。併せて、物価高騰対策や税制の在り方についても検討を進めるとされており、制度改正の内容によっては国と地方を通じた税財政制度に影響が及ぶことも想定される事態となっております。

特に、地方財政の観点からは、税制改正や経済対策の内容によって、地方交付税や国庫補助制度の在り方、更には地方税収の動向に変化が生じる可能性があります。成長政策が地域経済の活性化につながることは期待される一方で、財源配分の見直しが行われる場合には、自治体の財政運営に直結する課題となるわけでございます。

さらに、政府は複数年度を視野に入れた政策運営や基金の戦略的活用など、中長期的視点での財政運営にも言及しております。こうした国の動向は、地方自治体においても単年度の収支均衡にとどまらず、中長期的な財政見通しに基づく計画的な財政運営を一層求めるものと受け止めております。

そのような国の動きの中で、福岡県町村会では、明日2月27日に令和7年度定期総会が開催されます。その際の決議案においては、『町村は住民に最も身近な行政主体として、住民が生活を営むための多種多様なサービスの提供と国土・自然環境の保全、食料やエネルギーの供給、また水源涵養等の公益的機能に加え、わが国の伝統・文化の継承など、人々の心のよりどころとしても重要な役割を担い続けている。しかしながら、国際情勢の不安定化や急激な気候変動が経済活動や住民生活に大きな影響を及ぼし、町村においても、少子高齢化や人口減少、基幹産業である農林水産業の衰退、頻発する自然災害に加え、物価高や民間の賃上げ等に伴う人件費や委託費の増加など、多くの課題を抱えており、また学校給食費の抜本的な負担軽減や減税、税制改正等の新たな制度、政策に対応しなければならないが、総じて税源に乏しく厳しい財政運営を余儀なくされている。このような中であっても町村は、住民の生命財産を守るため、防災・減災対策、国土強靱化の更なる推進を図り、災害からの復旧・復興の支援対策の充実に努め、安全安心な暮らしの確保と地方創生による分散型国づくりを国とともに総力を上げて取り組んでいかなければならない。よって、町村が自主的・自律的に様々な施策を展開しうるよう、地方5団体等関係団体とも協調しながら、下記の事項の実現に総意を結集し、全力を尽くす決意である。』としまして、

1、食料・エネルギー安全保障に対する国民の意識の醸成を図るとともに、自給率向上に向けた施策を強化すること。

1、学校給食の抜本的な負担軽減に係る財源については、国の責任において、今後

の安定財源を確実に確保するとともに、中学校での実施についても早期に実現すること。

1、地方分権改革を推進するとともに、「地方創生」や「デジタル田園都市国家構想」などの取り組みを検証し、人口減少の克服と東京一極集中を是正するための抜本的対策を講じること。

1、減税による地方の減収に対する代替財源を含め、町村にとって最重要課題である地方交付税等の一般財源額を確保すること。

1、税制改正にあたっては、地方税の充実確保と税源の偏在が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を図るとともに、見通しにあたっては代替財源の確保を前提とすること。

1、町村のデジタル化施策への支援を強化すること。

1、地域から脱炭素化を推進すること。

1、「関係人口」拡大と「二地域住居」の推進を図るとともに、都市と農山漁村共創社会を実現すること。

など15項目の決議がなされる予定でございます。

本町といたしましては、国の政策動向を的確に把握し、必要な財源確保に努めるとともに、制度変更に左右されにくい持続可能な財政構造を構築していく必要があると認識しております。その上で、様々な分野においてこれまで以上にきめ細やかに取り組みを進めていかなければなりません。

昨年までのように、分野ごと・課ごとの取り組みについては施政方針のなかで詳細には申し述べませんが幾つかの重要な点についてお話し申し上げます。

篠栗町として重点的に取り組むべき分野の一つが、防災・減災対策であります。近年、激甚化・頻発化する自然災害に的確に備えることは、いかなる政策環境の変化の中にあっても、自治体の最も基本的な責務であります。本町は平成21年豪雨災害という大きな経験を有しておりますが、現在の職員の中にはその災害を直接経験していない者も少なくありません。だからこそ、当時の教訓を組織として確実に継承し、平時からの備えを徹底することが重要であります。住民の生命と財産を守るという自治体の使命を果たすため、防災・減災対策の充実に引き続き取り組んでまいります。

また、「ゼロカーボンシティささぐり」の実現に向け令和7年度から公共施設におけるオンサイトPPA事業を本格始動いたしました。これは、脱炭素とエネルギー安全保障の両立を目指す国の方針とも軌を一にするものでありまして、環境負荷の低減と持続可能な地域づくりを進める取り組みであります。

子育て・教育分野におきましては、様々な新たな取り組みを行うための予算を計上しております。

公費医療助成の拡充といたしまして、こども医療の対象年齢15歳までを18歳まで拡大しております。これは、高校生の入院については自己負担なし、通院は月額500円とするものであります。

子育て支援の充実といたしまして、第3子以降保育料無償化を実施いたします。これは保育所等、認可外を含む保育所でございますが、に通う0から2歳児の第3子以降の保育料を無償化するものであります。

小学校給食において、物価高騰対策分も含めて保護者負担なしといたします。

柳池フサエ教育地域振興基金を活用した中学生海外派遣事業を令和8年度から開始いたします。子どもたちが国際的な視野を広げ、将来の地域社会を支える人材として成長できるよう、経済的な支援、継続的な支援を行ってまいります。

そうした時代のニーズに合った取り組みをする一方で、本町の財政状況に目を向けますと、社会保障関係経費の増加、公共施設の老朽化に伴う維持更新費の増大、さらには物価高騰の影響などにより、今後の財政環境は一層厳しさを増していくことが見込まれております。

これまでも中長期的な財政見通しを踏まえ、歳出の抑制や事業の重点化を図りながら財政運営を行ってまいりました。また、行財政改革大綱に基づき、公共施設の見直しや組織の効率化などにも取り組んできたところであります。しかしながら、歳出構造の硬直化が進む一方で、公共施設の統廃合や総量の適正化については、利用者への影響や地域との調整といった課題もあり、十分に進んだとは言えない状況にあります。

このような状況を踏まえまして、単年度ごとの収支調整にとどまるのではなく、町全体として経常的に発生している経費そのものを見直し、持続可能な行財政構造へと転換していくことが重要であります。経常的経費が高い水準で推移したままでは、将来世代に過度な負担を残すことになりかねません。今この段階で構造を見直すことこそが、将来に渡り町の機能を安定的に維持していくための責任ある判断であると考えます。宇美町が策定いたしました40年間の方向性を見据えた「公共施設再配置計画」等を参考にしながら、「篠栗町公共施設等総合管理計画」これはあくまで仮称でございますが、それで全体方針を明確にし、財政負担の軽減のみならず地域特性を活かした施設サービスの向上を目指した計画を策定したいと考えております。

加えて、役場の開庁時間や公共施設の開館時間のあり方についても検討を進めてまいります。現在の施設数や規模を前提とするのではなく、利用実態や将来需要を踏ま

えて、統廃合や複合化を含めた最適配置に向けた再検討を行ってまいります。施設を維持すること自体を目的とするのではなく、町全体として必要な機能をいかに持続可能な形で確保するかという視点で判断してまいります。

これらの取り組みは、個別の対策ではなく、経常的経費全体を抑制するという共通の目的のもとで一体的に進めるものであります。これまでと同じ形でのサービス提供が難しくなる場面も想定されますが、将来急激な縮小を余儀なくされる事態を避けるためにも、今こそ計画的かつ段階的な構造改革を進める必要があります。

令和7年度に行った業務量調査を活かして、業務そのものを精査し、真に必要な行政サービスに重点化することで、業務量を適正な水準へと見直してまいります。その上で、業務量に見合った人員体制への転換を進め、人件費を含む経常的経費の縮減を図るとともに、人材育成に努め、財政の健全化を確保してまいります。令和8年度には、町長直轄のプロジェクトチームを立ち上げ、1年間かけて体制の見直しを図り、令和9年度から新組織・新体制で臨むことのできるよう進めたいと考えております。

本定例会では、令和8年度当初予算をはじめ、重要な案件を御審議いただくこととなります。限られた財源の中で、将来世代に負担・責任を果たす持続可能な財政運営を実現するための予算編成を行ったところでございます。

高市早苗内閣総理大臣は昨年10月の24日新首相として就任の際に、所信表明演説の結びで、聖徳太子の十七条憲法の第17条「事独り断（さだ）む可からず。必ず衆（もろとも）と与（とも）に宜しく論（あげつら）う可し」の言葉を引用されました。政治とは一人で解決するものではなく、広く議論を尽くして、共に判断していく営みであります。私も篠栗町の行政と議会を自治の両輪として尊重するとともに、住民の皆様との対話を重ねながら、篠栗町の将来にとって最善の選択を導き出してまいります覚悟でございます。

議員の皆様におかれましても、こうした基本的な方向性について御理解を賜りますとともに、慎重かつ建設的な御審議をお願い申し上げます。

続きまして、本定例会に提案しております議案第3号から議案第24号までの22議案について説明をいたします。

議案第3号は「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」であります。本議案は、令和7年度篠栗町一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。本議案は、衆議院議員総選挙実施に伴うもので、令和7年度篠栗町一般会計予算の総額に1,598万8,000円を追加し、

予算総額を162億6,328万1,000円とするものであります。

議案第4号は「篠栗町教育委員会委員の任命について」であります。本議案は、現委員の木森信登氏が令和8年3月31日をもって任期満了となるため、後任として新たに青木晃司氏を教育委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第5号は「篠栗町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」であります。本議案は、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」が令和8年4月1日に施行されたことによりまして、本町においても令和8年度から特定乳児等通園支援事業を実施するにあたり、運営等の基準を定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

議案第6号は「篠栗町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が令和8年5月21日に施行されることに伴いまして、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。改正の内容は、行政手続法により定められた、公示送達の方法によって行う通知についてインターネットを通じて行うことを可能にするものであります。

議案第7号は「篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、篠栗町地域公共交通会議設置要綱及び篠栗町運賃協議会設置要綱の制定に基づき、それぞれの会議を附属機関として設置するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第8号は「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、篠栗町地域公共交通会議設置要綱及び篠栗町運賃協議会設置要綱の制定に基づき、それぞれの会議の委員等の報酬等の額を規定するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第9号は「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行により実施された定年引上げの運用にあたり、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。改正の内容は、定年引上げ実施の趣旨である、少子高齢化が進行する社会情勢の中での複雑高度化する行政課題への的確な対応への観点から、能力と意欲のある高齢期職員の更なる活用を推進していくため、55歳を超える職員に適用している昇給条件について見直しを行うものであります。

議案第10号は「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」

であります。本議案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和8年4月1日から施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。改正の主な内容は、子ども・子育て支援納付金制度が令和8年度に創設されることに伴い、医療保険者が被保険者等から徴収する子ども・子育て支援納付金の賦課・徴収の方法等を定めるものであります。

議案第11号は「篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、児童福祉法第34条の16第2項の規定により、内閣府省令で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が、社会情勢の変化や安全対策の強化に伴い、頻繁に改正されている状況を鑑み、本条例の構成について、本基準を引用する形式へと改めるため、本条例の全部を改正するものであります。

議案第12号は「篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、児童福祉法の一部を改正する法律が令和7年10月1日に施行されたことに伴い、所要の規定を整備するため本条例の一部を改正するものであります。改正の内容は、放課後児童支援員に義務づけられた有すべき資格として、地域限定保育士を追加するものであります。

議案第13号は「篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、子ども・子育て支援法の規定により、内閣府省令で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が、社会情勢の変化や安全対策の強化に伴い頻繁に改正されている現状を鑑み、本条例の構成について、本基準を引用する形式へと改めるため、本条例の全部を改正し、題名を改めるものであります。

議案第14号は「工事変更契約の締結について」であります。本議案は、篠栗北地区産業団地事業用地2法面工事について987万4,700円を減額し、総額8,136万5,900円で不二クラウド工業株式会社と変更契約を締結するもので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。主な変更内容は、当該工事において、必要となる交通誘導員の人数が減少したことに伴う変更であります。

議案第15号は「町道の路線変更について」であります。本議案は、宅地開発に伴い、既存町道の終点が変更になることから、道路法第10条第2項及び第3項の規定

により議会の議決を求めるものであります。変更路線名は篠栗地区52号線であります。

議案第16号は「令和7年度篠栗町一般会計補正予算（第11号）について」であります。当該補正予算は、令和7年度篠栗町一般会計補正予算の総額から9,229万円を減額し、予算総額を161億7,099万1,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものとしたしましては、町税1億6,603万1,000円、地方消費税交付金1億1,000万円、地方交付税2億6,002万3,000円をそれぞれ追加し、国庫支出金2億9,449万5,000円、繰入金4億円をそれぞれ減額するものであります。

次に、歳出の主なものとしたしましては、総務費において、一般管理費として（退職手当組合負担金）1,100万円を追加し、企画費として（篠栗北地区産業団地事業用地2法面工事）3,923万6,000円を減額するものであります。

民生費において、高齢者支援費として（県介護保険広域連合費）1,186万9,000円を減額し、障がい者福祉費として（自立支援サービス給付）6,700万円を追加し、子育て支援費として（児童手当）2,000万円を減額するものであります。

衛生費において、予防費として（予防事業委託料）1,600万4,000円を減額し、総合保健福祉センター運営費として（指定管理料）4,285万6,000円を追加し、塵芥処理費として（須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金）5,065万3,000円を減額するものであります。

農林水産業費において、農業振興費として（ため池耐震診断業務委託）1,400万円を追加するものであります。

繰越明許費については、消防車両購入事業ほか9件の総額3億815万6,000円を追加するものであります。

最後に、地方債については、一般補助施設整備等事業1,470万円、公共事業等1,050万円を追加し、借入限度額を変更するものとして、防災対策事業3,930万円、社会福祉施設整備事業1,540万円、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業1,080万円、学校教育施設等整備事業5億5,000万円をそれぞれ減額し、緊急防災・減災事業6億3,660万円を追加するものであります。

議案第17号は「令和7年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について」であります。当該補正予算は、令和7年度篠栗町国民健康保険特別会計予算か

ら、歳入歳出それぞれ2,464万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億1,306万9,000円とするものであります。内容は、医療費等療養諸費について減額補正するものであります。

議案第18号は「令和7年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」であります。当該補正予算は、令和7年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に、歳入歳出それぞれ67万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,220万7,000円とするものであります。内容は、県費負担金の確定により増額補正するものであります。

議案第19号は「令和7年度篠栗町水道事業会計補正予算（第3号）について」であります。当該補正予算は、第1浄水場更新事業において、整備を予定していた山王取水井について、調査の結果、当初想定していた揚水量が得られないことが判明したため、この部分については整備対象から外して再公告をおこなったことから、第5条継続費において、総額を1億5,400万円の減額の27億2,250万円とし、年割額を令和8年度1億7,050万円、令和9年度10億600万円、令和10年度13億2,000万円、令和11年度2億2,600万円とするものであります。

議案第20号から議案第24号までの5議案は、令和8年度の各会計の当初予算であります。

議案第20号は「令和8年度篠栗町一般会計予算について」であります。予算総額は135億9,793万6,000円で、前年度当初予算に対し9億3,387万5,000円、6.4%の減額となっております。

令和8年度の予算編成につきましては、前年度同様「第7次総合計画」を踏まえ、限られた歳入財源を有効に活用する事業を選定し、歳出削減に努めております。

それでは、歳入歳出の主なものを御説明いたします。

まず、歳入の主なものについてでございますが、町税は、町民税及び固定資産税の増収を見込み、前年度と比較して3億835万4,000円増の39億3,889万8,000円を計上するものであります。

地方交付税は、前年度と比較して2億2,517万円減の22億2,665万円を計上するものであります。

国庫支出金は、学校施設環境改善交付金、保育所等整備交付金、公立学校情報機器整備費補助金いわゆるギガスクール端末購入分ですが、の減額等により、前年度と比較いたしまして、4億4,256万1,000円減の23億8,645万円を計上するものであります。

県支出金は、給食費負担軽減交付金、第3子以降保育料無償化事業費補助金等の増額により前年度と比較して1億4,569万6,000円増の13億3,505万3,000円を計上するものであります。

繰入金は、前年度と比較して2億340万円増の15億340万円を計上するものであります。

諸収入は、デジタル基盤改革支援補助金の減額等により、前年度と比較いたしまして、5,714万2,000円減の2億6,960万1,000円を計上するものであります。

町債は、学校教育施設等整備事業債の減額等により、前年度と比較いたしまして、9億2,030万円減の2億1,900万円を計上するものであります。

続きまして、歳出の主なものについてであります。

総務費は、行政事務包括委託料3億877万4,000円、ふるさと寄附金返戻品ほか関連事業費2億2,501万4,000円、住居表示実施整備事業関連委託料1,370万6,000円、県議会議員選挙費998万8,000円など、前年度と比較して9,567万6,000円減の21億4,264万3,000円を計上するものであります。

民生費は、福祉総合計画策定等支援業務委託料1,370万6,000円県介護保険広域連合費3億8,286万9,000円、自立支援サービス給付12億7,401万8,000円、後期高齢者医療療養給付費負担金3億8,220万9,000円、児童運営費委託料14億4,522万3,000円、こどもの居場所支援事業費補助金1,536万5,000円、子ども医療費1億7,999万円、児童館等業務指定管理料1億897万7,000円、放課後児童健全育成事業費補助金4,057万4,000円など、前年度と比較して、7,977万8,000円増の55億996万円を計上するものであります。

衛生費は、妊婦のための支援給付金2,880万円、予防事業委託料1億2,248万4,000円、オアシス篠栗設備管理業務委託料2,610万8,000円、巡回バス運行業務委託料5,100万円、省エネ家電購入補助金1,540万円、塵芥等収集運搬費2億5,011万2,000円、須恵町外二ヶ町清掃施設組合分担金6億183万1,000円など、前年度と比較して、1億4,057万5,000円増の16億535万7,000円を計上するものであります。

農林水産業費は、小葉山線林道排水維持工事986万7,000円など、前年度と比

較して、1,321万円減の1億8,268万5,000円を計上するものであります。

商工費は、プレミアム付商品券補助金1,000万円など、前年度と比較して、1,132万2,000円増の1億4,458万8,000円を計上するものであります。

土木費は、萩尾橋保全工事ほか道路改良工事3,733万1,000円、往還川河川改修工事2,375万5,000円など、前年度と比較して2,674万7,000円増の3億8,633万2,000円を計上するものであります。

消防費は、消防支援車購入費1,506万4,000円、粕屋南部消防組合分担金3億9,736万2,000円、防災行政無線(同報系)更新6,940万3,000円など、前年度と比較して1億1,269万8,000円減の5億8,253万8,000円を計上するものであります。

教育費は、小学校給食費負担軽減補助金1億885万2,000円、物価高騰対応学校等給食費補助金4,661万3,000円、篠栗小学校屋内運動場長寿命化改修工事設計業務委託1,858万7,000円、篠栗小学校校内通信ネットワーク機器更新工事1,371万7,000円、北勢門小学校給食棟空調設備改修工事4,000万円、中学生海外派遣業務委託料900万円など、前年度と比較して11億1,237万8,000円減の14億68万3,000円を計上するものであります。

公債費は、起債元金及び利子償還費用として、前年度と比較して1億2,352万6,000円増の7億8,259万4,000円を計上するものであります。

諸支出金は、特別会計等への繰出金7億699万6,000円など、前年度と比較して1,292万円増の7億699万6,000円を計上するものであります。

債務負担行為は、令和8年度に須恵町外二ヶ町清掃施設組合に対する一時借入金に係る債務保証として、総額5億円を限度額とする借入金及びこれに対する利息の合計を設定するものであります。また、令和8年度から令和18年度に、教育施設照明LED化リース、篠栗小学校、萩尾分校、勢門小学校、北勢門小学校が対象でございますが、このLED化リースとして1億7,570万6,000円を設定するものであります。

最後に、地方債は、緊急防災・減災事業ほか7件の総額2億1,900万円を計上するものであります。

議案第21号は「令和8年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」であります。当該予算は、総額26億6,168万6,000円で、前年度当初予算額に対し

2.8%の減となっています。

歳入の主なものとしたしましては、国民健康保険税4億7,613万2,000円、県支出金19億2,040万1,000円を計上いたしております。

歳出の主なものとしたしましては、保険給付費18億8,012万円、国民健康保険事業費納付金6億8,775万1,000円を計上いたしております。

議案第22号は「令和8年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」であります。当該予算は、6億2,819万2,000円で、前年度当初予算額に対し11.1%の増となっています。

歳入の主なものとしたしましては、後期高齢者医療保険料4億6,128万6,000円、一般会計繰入金1億6,686万7,000円を計上いたしております。

歳出の主なものとしたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金6億497万5,000円を計上いたしております。

議案第23号は「令和8年度篠栗町水道事業会計予算について」であります。当該予算は、対前年度比では、収益的収入1.6%増、支出1.6%増となり、資本的収入93.3%増、支出46.3%増となっております。収益的収入6億5,602万6,000円、同支出6億3,949万2,000円で、1,653万4,000円の黒字予算となっております。

収入の主なものとしたしましては、水道使用料5億9,286万8,000円を計上いたしております。

支出の主なものとしたしましては、福岡地区水道企業団受水費2億758万4,000円、支払利息1,639万8,000円を計上いたしております。

資本的収入及び支出においては、資本的収入3億6,200万円、同支出4億5,583万2,000円で、9,383万2,000円の赤字予算となっておりますが、不足する額は損益勘定留保資金等9,383万2,000円で補填する予定でございます。

収入の主なものとしたしましては、企業債3億6,200万円を計上いたしております。

支出の主なものとしたしましては、建設改良費3億6,725万4,000円、企業債償還金8,857万8,000円を計上いたしております。

議案第24号は「令和8年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」であります。当該予算は、対前年度比では、収益的収入0.6%増、支出0.2%減とな

り、資本的収入は1.0%増、支出が2.7%減となっております。収益的収入及び支出においては、収益的収入8億9,150万円、同支出が8億8,053万7,000円で、1,096万3,000円の黒字予算となっております。

収入の主なものとしたしましては、下水道使用料5億2,068万2,000円、他会計負担金1億600万円を計上いたしております。

支出の主なものとしたしましては、流域下水道維持管理負担金2億9,444万円、支払利息6,377万1,000円を計上いたしております。

資本的収入及び支出においては、資本的収入3億7,071万1,000円、同支出5億7,020万6,000円で、1億9,949万5,000円の赤字予算となっておりますが、不足する額は損益勘定留保資金等1億9,949万5,000円で補填する予定でございます。

収入の主なものとしたしましては、企業債2億4,670万円、他会計負担金1億2,400万円。

支出の主なものとしたしましては、建設改良費1,300万円、流域下水道建設負担金5,019万1,000円、企業債償還金5億701万5,000円を計上いたしております。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由であります。

慎重審議方よろしくお願いたします。

○議長（古屋 宏治） ただいまの提案理由の説明に対し大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 今定例会にも、条例の制定そして各種予算案また工事請負契約など、多岐にわたって提案されておりますが、その判断をする前段の部分として、冒頭に町長からオアシス篠栗の温浴施設廃止に関するお詫びのお話でしたが、現在ある町の施設で不要なもの、町のサービスで不要なもの、これ何ひとつないと思うんですが、先ほど来、町長が説明されておりますように国の構造改革により、なお一層厳しい財政改革を自治体に求められるとするとき、その廃止を余儀なくされるそのときに今までの旧態依然とした住民説明会というのを開けば、開いたけど聞いてくれないで住民説明会の意味はないですし、どういう手法で持っていかれるのか、そして全体の基本的なスタンスというのをここではっきりしておいていただかないと、もしそれが無いんだとしたら、いつまでもそのサービスを続けなければいけないとしたら、この今回の予算にしても、その補填部分を残さなくちゃいけないっちゅう予算

になりましょうし、その辺りの説明の手法を含めた在り方の基本的なスタンスというのをちょっとお聞かせ願えますでしょうかね。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまの御質問にお答えいたしますが、提案理由の前に私が施政方針の中で申し述べたように、今御指摘もありましたように施設については今後いろんな形で統廃合、それから集合等をやっていかねばいけないということを申し上げました。それについては、個別のことに關しては、もう少し具体的に、検討する検討委員会をつくらなければいけないということで、宇美町の40年計画に倣い、しっかりとした進め方をした上で御報告しなければいけないと思っております。

個別の施設において、住民説明会をして廃止するか存続するかというようなことよりも、「全体の施設を個々をこういうふうに変更して、こういうふうな形にしていきます」、あるいは「この施設はリニューアルして、こういう形で使います」というような全体のことを、今からしっかりと固めて、それをもとに具体的な動きになっていくというような計画で進めなければ、住民の皆様の御理解は得られないと思ひますし、議会でも御賛同を得られないのではなかろうかと思っております。

個別のことにつきましては、今後、今私が施政方針の中で申し上げたことをまず前提として進めた上で、それから皆様方に、それぞれの方針、個別の方針、あるいは全体方針も含めて、御説明した上で進めてまいりたいと思ひます。

○議長（古屋 宏治） 荒牧議員、よろしいですか。

○議長（古屋 宏治） はい。

はい、ほかに質疑はありませんか。

ないようですのでこれで質疑を終わります。

日程第4、議案の委員会付託についてを議題といたします。

議案第3号から議案第24号までの22議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第4号は人事案件ですので、委員会の付託は省略し、本日の日程といたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）。

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第5号から議案第15号までの11議案につきましては、タブレットに掲載のとおり総務建設・文教厚生それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思いません。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第3号及び議案第16号から議案第24号までの予算関連10議案につきましては、議長を除く11人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思いません。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については申し合わせにより、委員長は3番吉本 文枝 議員、副委員長は7番 品川 静 議員であります。

次に、報告第1号から報告第3号まで、予算特別委員会の3日の補正予算審議後に全員で報告を受けたいと思いません。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第5、議案第4号「篠栗町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

議案の説明を吉村学校教育課長に求めます。

はい、吉村課長。

○学校教育課長(吉村 秀昭) 学校教育課長の吉村でございます。

議案第4号「篠栗町教育委員会委員の任命について」

次の者を篠栗町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

氏名 青木 晃司 令和8年2月26日提出 篠栗町長 三浦 正

提案理由、教育委員 木森 信登 氏が、令和8年3月31日をもって任期満了となるため。経歴・詳細につきましてはタブレットを御覧ください。

御審議方よろしくお願いたします。

○議長（古屋 宏治） ただいまの学校教育課長の説明に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に同意することについて賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます投票総数11、賛成11であります。

全員賛成と認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって散会といたします。

散会 午前10時57分

令和8年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月10日(一般質問)

令和8年 第1回 定例会 会議録

日時 令和8年3月10日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎山佐穂	2番	浦野雅幸	3番	吉本文枝
4番	門馬良	5番	太郎良瞳	6番	横山和輝
7番	品川静	8番	古屋宏治	9番	栗須信治
10番	村瀬敬太郎	11番	今長谷武和	12番	荒牧泰範

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	田村明広
教育長	今長谷寛	総務課長	有隅哲哉
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長	西村智子	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	山口恵美	収納課長	平山智久
住民課長	進藤功次	健康課長	堀雅仁
福祉課長	村瀬菊子	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	松尾篤史	上下水道課長	花田篤
学校教育課長	吉村秀昭	こども育成課長	藤幸三
社会教育課長	横内綾子		

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	伴秀代
係長	齊藤裕子	主事	黒瀬友宏

開会 午前10時00分

○議長（古屋 宏治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

傍聴に来庁されました皆様には感謝申し上げます。

傍聴に際しましては一般質問通告書一覧1ページの注意事項に目を通していただき、御協力頂きますようお願い申し上げます。

本日は、議会事務局職員の写真撮影を許可しております。

それでは、日程第1、一般質問を行います。

質問者は6名でございます。

質問時間は申し合わせにより、答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆様には議事進行に際しましてのお願いを申し上げます。質問議員も答弁者も言葉遣いには気をつけるように求めます。発言内容を精査して小職において処置いたします。

御協力お願いいたします。

それでは、順次質問を許可いたします。質問順位1番、荒牧 泰範 議員。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号12番、荒牧でございます。

町長に1問質問いたします。「県道607号線の渋滞緩和を望む」ということで、門松交差点が立体交差になり福岡市方面への渋滞が随分と緩和されましたが、篠栗駅前信号から町民体育館前信号までの混み具合は旧態依然としたままです。この間は朝夕のラッシュ時のみならず、昼間でも渋滞が頻繁に見られます。

原因として考えられるのは、道路南側に金融機関や大型小売店が並んでいることも一つの要因でこれは如何ともし難いものがございます。

行政として、改善しなくてはならない道路形態として考えられるものは、まず駅前信号機から次の手押し信号機までの距離が短すぎかつ上下の信号と同期されていないこと、二つ目はミスターマックス角の交差点に右折待機場所がないこと、三つ目は町民体育館前信号において右折車が2台以上になると渋滞するので右折待機場所の狭さであると思います。

以上の、3点は早急に改善すべきですがいかがでしょうか。

また、花水木方面から県道交差点は視界が悪く頻繁に事故が起こっているため改善が必要ですし、勢門小学校バス停から乙犬バス停間は信号機がなく高齢者などはバス停を利用するに非常に危険な状態ですので、信号機の必要箇所の見直しを公安委員会

と協議していただきたいのですが、いかがでしょうか。

町長にお尋ねいたします。

○議長（古屋 宏治） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

荒牧議員からの「県道607号線の渋滞緩和を望む」についての御質問にお答えいたします。

門松交差点の県道立体交差化以降、福岡市方面への交通渋滞はかなり緩和されました。特に、尾仲・乙犬付近の県道は比較的スムーズに流れております。

一方で、篠栗駅前信号から町民体育館前信号までの区間においては、御指摘のとおり、朝夕のみならず日中においても混雑が発生している状況は町としても認識しているところでございます。

当該道路は、福岡県が管理する県道でありまして信号機の設置及び制御は福岡県警察の所管であることから、町が直接改良を行うことはできませんが、両者の見解を含め、順に答弁をいたします。

一つ目の「駅前信号から次の手押し式信号までの距離が短すぎ、かつ上下の信号と同期されていないこと」については、所管の粕屋警察署に確認いたしましたところ「福岡市方面の若杉登山入口の信号と連動させることは可能だが押しボタン式ではなくなる。押しボタン式ではなくなると歩行者の待ち時間が今より長くなるため、歩行者が頻繁に渡れない状況となり、無理な横断などで事故が起こる可能性がある」とのことでした。今後は、当該信号機を利用して南北に渡る歩行者数を調査し、歩行者の安全上支障がないと判断できれば、道路管理者である福岡県及び粕屋警察署に信号機の連動を求めていきたいと考えます。

二つ目の「ミスターマックス角の交差点に右折待機場所がないこと」については県道を管理する福岡県土整備事務所に確認いたしましたところ、「右折車線の設置については現状の歩道を含めた道路幅員に対し、さらに道路用地を確保する必要がある。現在主要幹線道路の整備を優先しており、現状としては改良は容易ではない」とのことでした。

三つ目の「町民体育館前信号において右折車が2台以上になると渋滞するので、右折待機場所の狭さである」ということにつきましては、県土整備事務所といたしましても「ミスターマックス交差点と同様の理由で改良は容易ではない」とのことでした。

新設道路で右折車線を設置するときは、交通量調査を基に右折待ち車の台数を予測し、右折車の滞留長を計算した上で、右折車線の要否の判断や長さを設計することがあります。しかし、今回のような既存の道路につきましては新たな道路用地の確保が必要となりますし、右折車線の設置などの交差点改良を行うことは、町道においてもなかなか難しいのが現状でございます。

また、一般的に交差点の大きさについては交差点内での通過車両の速度を抑制するために、交差点はできるだけコンパクトにすることも通例となっております。

重ねてになりますが、県道607号線は道路管理者が福岡県であり、交通管理者が福岡県警察であるため町が直接道路改良を行うことはできません。しかしながら、篠栗町内の全ての道路の課題につきましては、交通の円滑化・通行上の安全確保の2点の観点から、解決していくことが重要であると町も考えております。

御指摘頂きました、「花水木方面から県道交差点は視界が悪く頻繁に事故が発生する」、「篠栗駅前交差点から若杉山登山入口までの信号の多さで渋滞している」、「勢門小学校バス停から乙犬バス停まで信号機や横断歩道がないことによる横断の危険性がある」など町内の県道607号線の全体を見ながら、車両・歩行者の交通量や事故の発生状況を把握するとともに、福岡県及び粕屋警察署に対しまして信号機の必要か所の見直しや信号の制御方法、右折レーン設置の可能性、距離の改良など、高齢者をはじめとした歩行者の安全対策と車両通行の渋滞対策について、両者と協議を行い、道路環境の改善を今後も求めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） どこも今、財政難で、県におかれましても主要幹線道路に予算を充当するのになかなか難しいということですが、607号線の交通量というのは、これはもう主要幹線道路に値するようなものがあるんじゃないかなと思うので何とかそこは一つ強く県に対して要望していただきたいと思うんですが、ただその右折帯についても全然もうビルが張りついてなんて格好ですと要望しても無理なんですけど、今あった当該交差点を左側が幸いにしてその駐車場であるところが多いんで用地買収をかけるのが不可能ではないと思われるんで、その辺りはやっぱり用地買収を町も、一生懸命応援するんで…加勢させてもらうんで、県としても何とかお願いしたいというのはやはり強く要望していただきたいと思います。

そして、最後の信号ですが、以前お話…質問させていただいた時も、なかなか新

規の信号機の設置は公安委員会が認めてくれないという話は重々分かっております。ただ、現状見てみると時と共に形態というのが変わりました、昔は篠栗駅中心に物が植えてたんでしょうけども、今は乙犬までの間、どこも全て必要な道路になっていると思います。

そういうことを鑑みますと、増やせないんだったら一つバスターで、手押し信号機…あの信号機は左右にありますんで、あ、すみません話の途中で確認したいんですがよろしいですか。

○議長（古屋 宏治） はい、どうぞ。

○議員（荒牧 泰範） 都市整備課長。あの間っていうのは今の信号機の設置基準は確か、誤認を避けるために150メートル以上空いてないといけない、という基準があると思うんですが現状どのくらいなもんなんですかね。

○議長（古屋 宏治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（松尾 篤史） はい、お答えします。

篠栗役場前、篠栗駅前、新町、若杉登山口と4つほど信号が連続しておりますが、そちらの間隔については、概ね全部110メートル間隔で3スパンいってるような形になっております。

原則として、150メートル以上っていうのは福岡県の設置基準であります、誤認の恐れがなかったら150メートル未満でもオーケー、ということになっておりますので、ちょっと設置した時の経緯は分かりませんが、現状としては今110メートル間隔になっているということでございます。

以上です。

○議長（古屋 宏治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） となると、誤認がないんで実際問題「誤認でぶつかった」という話も聞きませんが、ただ新設を増やせないんだったら、当該手押し式信号を西に行っても東に行っても道が渡れて、駅に行かれる方は駅前信号を使っただけであればいいし、病院の方に行かれない方は若杉登山道の方を使っただけであればいい。迂回できる距離220メートルですね最大でも、そしたらその手押し信号を撤去していただいて、本当に危ない横断をしてらっしゃる勢門小から乙犬バス停の間に新設を許可をお願いする、バスター的なお願いができないもんだろうかと思うんで、その辺り町長いかがでしょうかね。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 私の家のすぐ前の信号でございますんで、なかなかそうしましよ

うとは言いづらいところがございますが、まずは私どもの町としては前提として、今お話があったように昔からの流れから人の流れというのは随分変わって、今勢門小学校のところの町民体育館前交差点から乙犬のところまで何もないのはやっぱり、これは危険ですよということをしっかり伝えて信号の増設をお願いするというのが、まず第1番目のことではなかろうかと思えます。

よく私どもも交通関係の部署に行ってお見すると、「まず事故が起こるところから…事故が起こったところから新設していておりますので。」みたいな話があって、「じゃ事故が起こらないとしないんですか」ということを、よく私どもも訴えてまいるわけでございますが、起こる可能性があるところはしっかりと新設をして、新設をお願いするということを引き続き要望してまいりたいと思えます。バスター取り引きのことはちょっと、その次の段階で考えたいと思えます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 本当にもう、以前から、町長がご苦労なされていることは分かりますが、右折帯の拡幅のための町としての協力、そして現状を勢門小学校前から乙犬までの間を、県公安委員会でも十分に見ていただいて、ぜひとも新設を急いで頂きますように強く要望して終わります。

○議長（古屋 宏治） はい。

質問順位2番、太郎良 瞳 議員。

○議員（太郎良 瞳） 議席番号5番、太郎良瞳でございます。

通告に従い質問いたします。

本日は、「高齢者の居場所づくり」についてお尋ねいたします。

本町では、高齢者の介護予防や健康づくり、居場所づくりの観点から、元気もんラボや各地域でのサロン活動、さらには、おひさま活動など、さまざまな取り組みが行われています。

一方で、参加者の固定化や担い手の減少、また、入院や高齢化の進行により、参加者数が減少し地域間の差といった課題もあると伺っております。

また、高齢化が進む中で地域との関わりが薄れがちな方や、人と接する機会が少なくなっている方もおられます。

高齢者の社会参加や交流の場となる居場所づくりは、健康づくりや孤立防止の面からも、単に場所を設けることにとどまらず、参加しやすい居場所づくりや持続可能な

仕組みの構築が重要であると考えます。

これらのことから3点お伺いいたします。

まず最初に、高齢者の居場所づくりを進める中で、行きたいと思いつつも参加をためらう方への配慮も大切だと思います。参加をためらう要因をどのように捉え、参加しやすい環境を整えていくための支援策についてどのように考えていらっしゃるかをお伺いいたします。

○議長（古屋 宏治） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、太郎良議員から「高齢者の居場所づくり」についてという、これからの時代大変重要な課題について御質問をいただきました。

1から3まで御質問の項目があるということでございます。それぞれの項目は、福祉課長が所管しておりますので、まず1番目から福祉課の村瀬課長から答弁いただきますのでよろしくお願いします。

○議長（古屋 宏治） はい、村瀬福祉課長。

○福祉課長（村瀬 菊子） お答えいたします。

現在、町では、令和3年から8年度までを計画期間とする「篠栗町総合福祉計画」に基づき、「個性を尊重し、健やかにいきいきと暮らせるまち」を基本理念に、さまざまな福祉事業を行っており、さらに個々の施策を推し進めるべく、令和9年度からを計画期間とする新たな「福祉計画」策定の準備作業に入っているところです。

現計画中に定める「高齢者保健福祉計画」では、「関係機関が連携を強化した支援の推進」を目標としており、地域包括支援センターを中心に役場各課や社会福祉協議会、行政区、関係団体などと連携しながら、高齢者に対して適切な支援ができる体制づくりを進めています。

高齢者の介護予防や健康づくり、居場所づくりは町の重要な課題と捉え、オアシス篠栗では「元気もんラボ」の開設、各地域での「サロン活動」や「おひさま活動」への支援など、高齢者の居場所づくりを推進してきました。

また、自立する高齢者の居場所としましては、「シニアクラブ」や「シルバー人材センター」に活動費の助成を行い、高齢者の生きがいを創出する取り組みも行っています。

議員の御質問の「参加をためらう要因に対する支援策」につきましては、ためらう要因が交通手段の制限によるもの、運動能力の低下によるもの、お気持ちの問題などさまざまであることから、その方に応じた支援を行うこととなります。交通手段の制

限や運動能力の低下により、通いが難しい方には送迎可能な介護予防事業、集団に入るのが苦手でおひとりで過ごすことを好まれる場合には御自宅でできる介護予防などを御案内しております。

このように個々に応じた事業を行いながらも、高齢者が地域で孤立せず、安心して暮らせるよう、引き続き各行政区と連携し、隣近所での身近な助け合いや地域での理解と協力による支え合いの仕組みづくりに努めてまいります。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問はありますか。

はい、太郎良議員。

○議員（太郎良 瞳） 高齢者の居場所づくりについてさまざまな取り組みをお伺いして、そういう中で高齢者の方も強い力になると思います。

実際に関心もあるんですけど、居場所づくりがいろいろあって関心はあるんですけど「初めての場所に行きにくい」とか、そういう感じで、それとか「迷惑ではないか」そういう一歩踏み出すのにいきたいけども一歩踏み出すのに、ちょっと躊躇するっていう方もあると伺っております。そういう方へのもう少しきめ細やかな対策とか働きかけを進めていく考えはおありでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、福祉課長。

○福祉課長（村瀬 菊子） はい、お答えします。

具体的な支援策については、今お答えすることはできませんが、これからは通いの場の内容につきまして、固定化を打破して、既存のメンバーの方にももちろん配慮しますが、新しい人が「ここなら行きたい」と思えるような環境を継続的に作り出すことや、あとロコミですね、知り合いの方からのお誘いや家族からのお勧め、そういったことを支援しながら、なるべく通いやすいようなきっかけづくりを進めてまいりたいと思っております。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。いいですか。

では、2問目お願いします。

○議員（太郎良 瞳） 2問目行きます。

居場所を継続していくには支える人材の確保が不可欠だと思います。ボランティア研修の充実や人材育成の仕組みづくり、有償ボランティア制度の活用等、新たな担い手の発掘と育成についてどのように考えてあるかをお伺いいたします。

○議長（古屋 宏治） はい、ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、村瀬福祉課長。

○福祉課長（村瀬 菊子） お答えします。

町では、介護支援ボランティアポイント事業を平成21年から開始して、今年で17年目となります。高齢者が介護支援などのボランティア活動に参加することで、日常生活に支障なく暮らせる、いわゆる健康寿命を延ばし、高齢者自身の介護予防の促進及び介護保険の給付費の抑制に取り組んでおります。現在、介護支援ボランティアの方は183人の方が登録し活動いただいております。

高齢者の居場所の継続には、それを支える人材が欠かせません。今後も、ボランティアセンターの事務局である篠栗町社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の知識や技術を学ぶ講座やイベントを開催し、きっかけづくりと育成活動の支援に努めてまいります。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。

はい、太郎良議員。

○議員（太郎良 瞳） 活動の支援等、いろいろしていただいて担い手が増えていけばいいと思いますが、地域間での格差があるということで、なかなか増えない地域もあると聞きます。新たな担い手を繋げていくのに、もう一歩進んだ工夫とかは何かないでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、福祉課長。

○福祉課長（村瀬 菊子） はい、お答えいたします。

篠栗町社会福祉協議会では、毎年、生活支援の大切さについて住民講演会を開催し、ボランティア研修の充実に努めております。

地域格差はあるにしても人口の規模にもよりますので、いろいろあると思うんですけども、篠栗町社会福祉協議会での登録されているボランティアさんは現在369人いらっしゃいます。今後とも、町と社会福祉協議会で連携しながら、地域全体で高齢者の社会生活を支える支援体制をつくってまいりますので、そちらの地域の格差についても、今後とも支援していきたいと思っております。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。

はい、では3問目お願いします。

○議員（太郎良 瞳） 3問目行きます。

現在の支援のあり方を踏まえ、今後も安定して継続できる仕組みの構築についての考えをお伺いいたします。

○議長（古屋 宏治） はい、村瀬福祉課長。

○福祉課長（村瀬 菊子） はい、お答えします。

町としましては、高齢者の方が生き生きと生活できるよう、多角的な支援策を講じ

てまいります。今後も高齢者の居場所づくりの必要性重要性を認識しつつ、地域全体でサポートし合える環境整備へ引き続き努力してまいります。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問ありますか。

はい、太郎良議員。

○議員（太郎良 瞳） 効果的な方法で仕組み、継続できるような方法になるといいと思いますけども、周知方法とか、そういうことに関して、まだ何か高齢者もそういうことがあっている、ってことを知らない人もいらっしゃるの、そういう細やかな周知方法とか何か考えてあるでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、福祉課長。

○福祉課長（村瀬 菊子） はい、お答えいたします。

周知方法についてですが、広報を工夫したり、デジタルツールを活用したり、既存の利用者からの口コミなど、多角的なお誘いをしまして周知を図りたいと思っております。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。

はい、太郎良議員。

○議員（太郎良 瞳） 広報とかを本当に読めば、いろいろ分かると思うんですけども、なかなかそれでも分からないっておっしゃる方がいて、何か公民館とかに分かりやすく掲示するとか、そういう方法とかはどうでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、福祉課長。

○福祉課長（村瀬 菊子） はい、公民館に掲示するというやり方も一つの方法であると思いますので検討してまいります。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問ありますか。

○議員（太郎良 瞳） 今後の居場所づくりが、これからも継続することを願って質問を終わります。

以上です。

○議長（古屋 宏治） はい。

質問順位 3 番、横山和輝議員。

○議員（横山 和輝） 議席番号 6 番、横山でございます。

今回は二つ質問いたしますのでよろしく願いいたします。

それでは早速質問に入ります。

一つ目の質問は「旧乙犬公民館の町有地無断利用」についてお尋ねいたします。

ここ約10数年間にわたり、旧乙犬公民館の跡地である町有地に隣接する民間の企業が無断で利用しております。過去に指摘したところ、町は町有地にロープを張り利用できないようにいたしましたが、数か月経過したところ、そのロープは外され再度無断利用をされております。

このような現状をもとに三つ質問いたします。

一つ目は、以前ロープを張り利用できなくなった際に、町は無断利用している企業と何か話はしたのか、また現状何か話し合いをしているのかお尋ねいたします。

二つ目は、仮に町有地を賃貸した際に、年間どのくらいの賃料が発生するのかお尋ねします。

三つ目は、すぐにでも利用できなくする必要か、町有地の賃料を取るべきだと思いますが、町長の見解を尋ねます。

以上、三つの質問の答弁を求めます。

○議長（古屋 宏治） すみません。

質問項目は1問ずつのお答えになってるんですけど、横山議員のほうから一括して関連の質問でありますから、一括してお答えを頂きたいと答弁を頂きたいということでございますけれどもよろしいですか。

はい、それではただいまの質問に対し答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、旧乙犬公民館の町有地無断利用について、御質問を頂きました。

以前も御指摘を頂いた項目でございました。

対応については、所管課である都市整備課がこれまでずっと対応してきましたので、松尾課長から三つの項目について答弁をいたしますのでよろしくお願いします。

○議長（古屋 宏治） はい、松尾都市整備課長。

○都市整備課長（松尾 篤史） はい、都市整備課のほうからお答えさせていただきます。

旧乙犬公民館の跡地は、都市整備課環境係が管理している町有地であり、現在建物はなく、空き地の周囲に木が生えている状態で、町有地の隣接地には民間企業がごさいます。以前、議員より御指摘を受け、現場を確認したところ、町有地に3台ほどの車が駐車されており、駐車ができないように、鉄の杭とトラロープで封鎖をいたしました。その後、数か月でロープが外れているのを確認しましたので、再度張り直しをしたところでございます。そして今年1月にまた駐車されているとの通報がありました。

たので現場を確認したところでございます。

まず1番目の「以前、ロープを張り利用できなくした際には、町は無断使用している企業と何か話をしたのか、また現状何か話し合いをしているのか」についてですが、以前、ロープを張る際には、民間企業の現地責任者の方と話をいたしました。駐車している車が民間企業の関係者のものなのかを確認し、従業員の車と判明いたしましたので、町有地なので速やかに移動するようとの話をいたしました。そして、今後停めないようにすることをお伝えするとともに鉄製の杭とロープを張る旨をお伝えし、封鎖を行ったところでございます。

今年1月中旬に通報があったときは、現場を確認したところ、車1台とバイクが1台駐車されていたため、隣接企業の事務所に訪問したところ不在でございました。その後、1月中に数回訪問いたしましたが、不在であったため2月になりまして、駐車車両を排除するために、駐車禁止の張り紙、カラーコーンとバーの設置を道路巡回の委託社員に依頼し、設置を行いました。その際に民間企業の現地責任者の方がいらっしゃったため町有地で車を駐車しないように、再度お伝えしたところです。

ロープやカラーコーンでは、動いたり、簡単に移動ができるため、対策を検討した結果、現在は仮設ガードレールを設置しております。仮設と申しましても道路工事用の仮設でありますので、支柱の台座がコンクリート製のもので、クレーンなどでないと動かせないものとなっております。なお、地元行政区が行事等で利用することもございますので、ガードレールの間には間口を設け、鍵付きの鎖を設置しております。

続きまして2番目の質問にお答えいたします。「町有地を賃貸した際に年間どれぐらいの賃料が発生するか」についてでございます。

固定資産評価額から、規定に基づき試算しますと、仮に3台分といたしまして月額ですと、3,705円、年間にすると4万4,460円となります。

2番目については以上になります。

最後に3番目の「すぐにでも利用できなくする必要か、町有地の賃料を取るべきだと思うが」につきましては、既に容易に移動ができないガードレールで封鎖しており、物理的に利用ができないようにしております。

町有地の賃料につきましては、いつ頃から、どれぐらいの頻度で何台駐車していたかが現状ちょっと確認が難しいため、賃料の徴収は難しいと考えております。

今後、定期的に状況を確認し現場状況によっては民間企業を訪問し、適正な町有地の維持管理に努めてまいりたいと思っております。

以上になります。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 本当ここ数週間ぐらいですかガードレールが設置されて、私も「おっ」と思ったんですけれども、ただ現状ですねガードレールもさっき間が開いてるって言いましたけれどもその間がですね、結局のところ、もう今日の今朝もそうなんですけれども、もうトラック2台ぐらいやっぱ止まってるんです。やっぱり、そういうことをしても無断でやっぱ使われるというのが現状なんですよ。ですので、使わせないっていうこともそうですけれども、私はもうこれも賃料取るべきじゃないかなと、最後答弁ですね、いつまで、いつからとめてるか分からないとって過去に遡ってとるやり方もありますけれども、もうそこまで難しいのでしたら、これから先、今からでいいですので、金額も年間4万4,000円程度、少ないかもしれませんが今までの篠栗の財政状況を考えますと、少しでもそういう歳入を増やすための努力っていうのは必要だと思いますので、この際もう賃料を取ってそこの企業の方に使ってもらおう、そういうやり方でいいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（松尾 篤史） 当該地がですね旧乙犬公民館があった跡地でございます。ちょっとその当時は私もよく分からないですけど、乙犬の地元の方の所有地だったものが、寄附されて町有地のほうになっているという経緯がございます。現状乙犬区のイベントとか行事、運営側のほうの方の駐車場として、毎年何回か行政財産使用許可が出て、使っていただいている状態でございます。

ちょっとそこら辺の乙犬区ですね使う場所とですね、そこをあと、全く使ってない場所っていうのの棲み分けがきれいにできればですね、そういうことも考えられるのかなと考えております。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 言ってみれば今、新しい公民館も目の前にあるわけですからこの駐車場かなり何台も止められるのでですね、さほどね問題はないと思いますよ私はあそこまで年にね、これちょっと聞いておくと、年に何回利用したいっていう区からの要望がありますか。

○議長（古屋 宏治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（松尾 篤史） はい、毎年ちょっと私もカウントしてるわけではない

ですけど、大体、去年、すみません、今年度は3回程度あったような形だと思います。イベントごとに一時的に駐車するものなので1週間とかそういうわけではなくてその日1日だけなので、年間の日数にすれば数日程度という形だと思っております。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 最悪ですねその数台、言ってみれば、今無断で利用してるところが何台必要か、そこら辺も調べてですね、話をして、その分賃料払っていただいでですね、したほうがわざわざガードレールしたりとかですね、見回り行ったりだとか、そういうことをわざわざしなくてよくなると思いますのでぜひ、そういうふうにしていただきたいと思うんですけども、やっぱりそれは難しいですかそれ。

○議長（古屋 宏治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（松尾 篤史） 現状ですね土地が行政財産、実質何も使っていないんで行政財産と言われればちょっとあれなんですけど、実際行政財産になってますのでそれをちょっと民間の方駐車場を貸すっていうのは、現状は難しいと思います。ただそれを乙犬区が使う分はキープした上で残り普通財産に移管すればですね、そういうことは可能かと思っておりますので、それが乙犬区と調整したりですね、あとはちょっと内部的な調整のもとに考えていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 先ほど行政財産とってこのままでは貸せないってことなんでしょうけれども、ちょっとこれわかんないんで、お尋ねしたいんですけど、行政財産、普通財産にするその手続きというのは何か承認が必要だとか議会の承認だとか、何かの許可が必要だとか、それと執行部だけで変更はできるのかっていうそこをちょっと教えてもらってよろしいですか。

○議長（古屋 宏治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（松尾 篤史） はい、行政財産、普通財産についてはですね、所管が基本的に行政財産は、今でいえば私どもの都市整備係、都市整備課のほうになるんですが、普通財産は財産活用課になります。そちらの手続きについてはですね、内部的に所管替えをするということなので議会の承認が要るとか、そういうことはありませんので、内部的な承認が得られれば、することは可能かと思われま。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） これちょっと細かいこと言うんですけども最初、鉄の杭があ

ってロープを張ってあって使えないようにしたんですけれども、これがですね、鉄の杭がちょっとずつ外されてどんどん奥にいったんです。結局、最終的になくなったんですよ。でも鉄の杭とかロープっていうのは、町の備品だと思うんですけれども、最終的に撤去したのはこれ町になるんですか。

○議長（古屋 宏治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（松尾 篤史） 今現状の分は撤去っていうのはその外れた分を撤去したっていう形ですかね。それについては町のほうで仮設のガードレールをつくるときに、撤去いたしております。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） ぜひとも私もこの質問、もうしたくありませんので、これもぜひともですね普通財産に戻せるとか変更してですね、賃料を取ってそうした企業に対しても一々ですね、見回りもしなくてよくなると思いますのでそうしていただきますよう要望して、次の質問に入ります。

○議長（古屋 宏治） はい、2問目どうぞ。

○議員（横山 和輝） はい、では次の質問に入ります。

次は北勢門幼稚園跡地についてお尋ねいたします。

2023年、町営であった北勢門幼稚園が閉園されました。当時、閉園する理由として、老朽化による存続が難しいとの理由で閉園いたしました。建物はそのままに放置したまま、約3年が経過しております。これからこの跡地をどのようにするか掲示されないままなので、現状を踏まえ三つ質問いたします。

一つ目は、今後この跡地をどのように町が利用する考えがあるのか、建物は残したまま何か利用方法があるのか、また解体して更地にするのかをお尋ねします。

二つ目は、近隣に位置するすぎのこ児童館など、場所が不足している施設を整備し、児童のために造る考えはあるのかお尋ねします。

三つ目は、近隣住民から窓ガラスが割れたり、放置した状態により景観を損ねることや、知らない人や外国人が勝手に住みついたりするかもしれないという不安の声も上がっておりますが、現状に対する町長の見解を求めます。

○議長（古屋 宏治） すみません。この項目も、よろしいですか。

はい、それでは、質問に対し答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、「北勢門幼稚園跡地について」の御質問でございます。今、議員からもお話がありましたように2023年閉園した後、現状北勢門幼

稚園跡地はその時の園舎のままであるわけでございまして、この対応について今、所管課のほうでいろいろ考えているところでございます。

御質問につきましては3点について、財産活用課熊谷課長から答弁をいたしますのでよろしくお願ひします。

○議長（古屋 宏治） はい、熊谷財産活用課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） それでは財産活用課から、横山議員からの「北勢門幼稚園跡地について」にお答えいたします。

現在、旧北勢門幼稚園の跡地は、北勢門小学校屋内運動場の改修工事に伴い、教員の駐車場として活用してまいりました。引き続き、屋内運動場の空調の工事が始まりますので、令和8年8月末まで、教員駐車場としての利用を行ってまいります。

その後の活用でございますが、令和7年第3回定例会の決算委員会におきましても、説明を行いましたとおり、現在、当該用地は市街化調整区域内に位置しており、建物用途が幼稚園となっております。

市街化調整区域は、都市計画法上、市街化を抑制する地域であり、建築や開発行為に一定の制限が課されています。これらを踏まえた上で、一つ目の御質問の「今後のこの跡地をどのように、町は利用する考えがあるのか、建物は残したまま何か利用方法があるのか、解体して更地にするのか尋ねる」についてお答えいたします。

現段階では当該用地の利用目的が定まっていない状況においては、開発許可制度上、別用途での建築等は難しく、市街化編入についても、福岡県が決定する区域区分の変更が必要となり、一部だけではなく、周辺一帯の都市計画の見直しが必要となります。

今後、利用目的が定まるまで、普通財産として当該用地を財産活用課にて管理し、利用方針を定めた上で、その所管課にて開発行為申請を行い、その後、県の開発許可の認可を受け、事業着手となりますが、現行の旧北勢門幼稚園園舎につきましては、次の施設建設の中で解体撤去を併せて行うことを想定しており、現段階で更地とすることは考えておりません。

二つ目の「近隣に位置するすぎのこ児童館など、場所が不足している施設を整備し、児童のために造る考えはあるか」との御質問にお答えいたします。

前段の話の中で、建物用途が違う説明をさせていただきましたとおり、当該用地の施設は、現段階ではすぎのこ児童館の施設として活用することはできません。一つ目の御質問で回答いたしましたとおり、旧北勢門幼稚園の跡地を、今後どのように活用すべきか検討していくものでございます。

三つ目の「近隣住民から窓ガラスが割れたり、放置した状態により景観を損ねるこ

とや、知らない人や外国人が勝手に住みついたりするかもしれないという不安の声も上がっているが」とのことですが、令和7年5月に警備会社から当該施設の点検に訪れた際、「窓ガラス2枚が破損している」との報告を受け、当課も確認したところ、破損と投石が確認されたため、粕屋警察署のほうに通報いたしました。

また数日後に一般の方から園内に複数の方が侵入しているとの連絡が入り、現地向かって確認したところ、さらに8枚が割られていました。その後、粕屋署の捜査で投石を行った者が判明したため、当事者に厳重注意を行い、修理をさせたところでございます。なお当該施設は、機械警備により監視しているため、異変があれば、委託先の警備会社が当該施設に向かい、現場確認を行うようになっております。

このように敷地も含め、当該施設の維持管理を行っているところでございますが、今後も周辺地域にお住まいの方々が不安を抱かれないように、適切な施設管理に引き続き努めてまいります。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問ありますか。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 今はですね空調設備工事で駐車場を利用してるっていうので、なかなか難しいところもあるかもしれませんが、途中窓ガラスが割れたりだとか、実際そういうことが起きてるわけですね。これは別に今起こってないので言うわけじゃないですけども、全国的に見れば、こういった放置されたところっていうのは何か放火されたりとかですね。何か事件性があったりすることが実際にあるわけですね。

この建物自体を再利用できるならいいんですけども、この建物もかなり古くてですね、何か改修しようにも当時の建築基準法と今の建築基準法は、全然違いますので、結局のところ大規模な改修工事で使えないわけですので、それでしたらもう、一度整地して更地にしたほうがですね、何かあったときはやっぱその町の責任になってしまうわけですから、それでしたらもう先にもう解体して、更地にすべきだと思いますけれども、それはいかがでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、財産活用課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） はい。

解体する分に解体いたしましても、それなりの解体費用もかかりますし、そういった面では、一応、機械警備で監視している状況でありますので、その点も含めたところで、今後どのような形で、解体時期をですね、決めていくかというところを、また

部内のほうで協議していきたいと思っております。

○議長（古屋 宏治） 横山議員。

○議員（横山 和輝） その解体費用がかかるのは当然分かりますけれども、何か最終的に利用する考えがあるんですかね。そうなければもう結局のところ、遅かれ早かれ解体することになると思いますので、それはできるだけ時期は早いほうが私はいいと思うんですけれども、何か利用方法があるならそれも踏まえて、ちょっと答えてもらってよろしいですか。

○議長（古屋 宏治） はい、財産活用課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） はい。

今のところ何に使うというものはございません。先ほど解体費用と申しましたけど、解体だけの費用と、次に工事を何かやるという形になった場合、そこも含めたところで発注したほうが、いろんな面でコスト面においても下がるということで、一応そういうふうな考えで申し上げたところでございます。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） コスト面って何か下がるんですかね。一度解体して更地にした状態から新しく建てるのと、何か用途が決まって、また結局解体して更地にして、新しく建てるの。そんなに費用の大きな差は私はないと思うんですけど。別に何か一つの建物の中にある一角のものじゃないわけですから、私はねすぐに、そこを整地してもらって近隣住民からも本当その窓ガラスが割れたりとかってというのはもう実際知られてるんですね、やっぱ怖いと。特にこれはちょっと余りこういう言い方したらよくないですけども、最近外国人の働き手も増えてると。自転車であちこち通ってるのもよく見かけるって。やっぱそういうの見て、怖いという思われてる方も実際いるわけなんです。本当に事件が起きてからはもう本当遅いからですね、本当にそういうもう危険性があるのは一つ一つもう排除していくべきだと私は思いますので、是非ともね、そこは計画に入れてもらいたいと思いますけど最後にそこだけお尋ねします。

○議長（古屋 宏治） はい、財産活用課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） はい。

確かに周辺住民の方が不安に感じられておられる方がいるという、議員からのお話を踏まえて、今後、解体時期とかそういったところをですね、検討しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（古屋 宏治） 終わります。

はい。

それでは、約1時間たちましたので10分の休憩をとりたいと思います。11時から再開いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時59分

○議長（古屋 宏治） それでは再開いたします。

質問順位4番、吉本文枝議員。

○議員（吉本 文枝） 議席番号3番、公明党、吉本文枝でございます。

本日は、「プレコンセプションケアの推進」について質問します。

政府は、成育基本法の中で、学童期及び思春期における保健施策として、生涯の健康づくりに資する栄養、食生活や運動等の生活習慣の形成のための健康教育の推進などを掲げています。

その中のプレコンセプションケアは、妊娠、出産を前提とするだけでなく、性別を問わず、若年期から自分の身体や健康と向き合い、将来にわたって自分らしく、心身ともに満たされた状態で生きていくための基盤づくり、ウェルビーイングにつながる取り組みであると考えます。

そこで、4点伺います。

1点目、福岡県にはプレコンセプションセンターが設置され、相談体制や情報提供が行われていますが、そうした取り組みを踏まえた上で、基礎自治体である町として、町民一人一人の健康と安心を支える行政課題として、どのように捉え、今後どのような方向性で関わっていくのか、町長の基本的な考え方を伺います。

○議長（古屋 宏治） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは吉本議員から、「プレコンセプションケアについて」の御質問を頂きました。私どもにとっても大変新鮮で勉強になるお話であろうかと考えているところでございます。

項目は四つに分かれていると理解しておりますが、まず1番目2番目4番目を担当課であります健康課の堀課長から、そして3番目は、教育に関することでございますので、教育長から答弁をさせますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（古屋 宏治） はい、堀健康課長。

○健康課長（堀 雅仁） それでは、「プレコンセプションケアについて」の一つ目の御質問にお答えします。

プレコンセプションケアとは、性別を問わず、適切な時期に、性や健康について正

しい知識を持ち、妊娠、出産を含めたライフデザインや、将来の健康を考えて行う健康管理をいい、篠栗町では令和6年3月に策定しました、第二次ささぐり健康プランにおいて、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりとして、プレコンセプションケアの周知啓発に取り組むこととしております。

町の課題としましては、児童には、自分の性、他人の性を大切にするために、性・生殖に関する正確な知識の普及、成人期には、将来のライフプランを考えた生活や健康の見直し、特に若年女性のやせ対策を掲げ、取り組むこととしております。

議員も御指摘されておりますが、行政としましては、単なる少子化対策や不妊予防として捉えるのではなく、住民一人一人の生涯にわたるウェルビーイング（心の健康と幸福）の基盤づくりといった、広い意味での健康度増進課題であると捉えております。

町といたしましては、県が提供します広域的な専門相談、情報発信といった機能を補完し、より身近で日常的な支援を行うことが求められていると考えております。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、吉本議員。

○議員（吉本 文枝） 確認ですけれども、町としては町民にとっての身近な情報の提供と、相談につなげる役割があるということでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、健康課長。

○健康課長（堀 雅仁） そのように考えております。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、では2問目お願いします。

○議員（吉本 文枝） 2点目です。

県のプレコンセプションセンターは、広域かつ専門的な相談機関である一方、町は町民に最も近い行政機関です。プレコンセプションケアにおいて、県と町の役割分担をどのように整理されているか伺います。

○議長（古屋 宏治） はい、堀健康課長。

○健康課長（堀 雅仁） はい。では、二つ目の御質問についてお答えいたします。

県のプレコンセプションケアセンターでは、思春期以降の男女を対象に、妊活、避妊、不妊、性の悩み、性感染症、子宮頸がん予防などを助産師や専門医がワンストップで無料相談する専門相談窓口としての機能や大学生等に向けた出前講座や SNS 発信など、県域全体に向けた情報発信や人材育成を担っております。

町では、日曜日対応、メールやオンライン相談などの相談窓口も充実しているセンターの周知啓発を図るとともに、プレコンセプションケアの情報発信に取り組んでまいります。

県のプレコンセプションセンターが提供する専門的なリソースを住民へとつなぐハブとなると同時に、日々の暮らしの中で、住民が健康不安を感じた際に最初の手がかりを得られる、セーフティーネットとしての機能することとなると考えております。このため、プレコンセプションケアの気づきとなる機会を設けることや、健康課において、日常的な健康相談から必要に応じて、プレコンセプションセンターや医療機関へつなぐ機能、健康セミナーの開催や、地元の企業や学校と連携した啓発、母子保健事業や特定健診の結果説明などの機会を通じて、長期的な視点での住民の健康に寄り添う伴走支援等の役割を担うものと考えております。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、吉本議員。

○議員（吉本 文枝） 確認ですけど、町民がこのことを知っている。また、相談先が分かっている状態をつくっていくことが、町の重要な役割ということで、よろしいでしょうか。認識でいいですか。

○議長（古屋 宏治） はい、健康課長。

○健康課長（堀 雅仁） 議員がおっしゃっているとおりで、私どもの健康課としての事業、そういった中で、そういった情報については、必要などころをお伝えしていくということで考えております。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、3問目お願いします。

○議員（吉本 文枝） 3点目です。

プレコンセプションケアは、将来を考える若い世代への教育とも深く関わると考えます。中学生、高校生など思春期・青年期の段階で、自分の身体や健康について考える機会を持つことは非常に重要です。学校教育や関係機関と連携し、正しい知識を伝えていくことについて、町としてどのようにお考えか伺います。

○議長（古屋 宏治） はい、今長谷教育長。

○教育長（今長谷 寛） それでは3番目の質問にお答えいたします。

プレコンセプションケアの観点においては、とりわけ思春期は、心身が大きく変化し、自己形成が進む極めて重要な時期であります。自分自身の身体や性、健康につい

て正しく理解し、それらを大切にすることを育てることは、将来の健やかな生活の基盤を築く上で大変重要であると考えております。

町内小・中学校におきましては、学習指導要領に基づき、発達段階に応じた体系的な指導を行っております。

まず、小学校の体育科では、心と体の発育・発達に関する理解を深めることを中心に、思春期に起こる身体の変化や心の変化、男女の身体の違い、よりよい生活習慣の形成などについて学習しております。自分の成長を肯定的に受け止める態度や、健康な生活を営む基礎を養うことを重視しております。

次に、中学校の保健体育科では、小学校での学習を踏まえ、生殖の仕組みや妊娠の過程、性感染症の予防、性に関する適切な意思決定、生活習慣と健康との関係などについて、より科学的・具体的に学習しております。あわせて、将来を見据えた自己の生き方や健康管理の在り方について考え、状況に応じて適切に判断し、行動する力の育成を図っております。また、これらの内容は、教科での学習と関連づけながら、学級活動においても取り上げ、インターネットや SNS などを通じて流通する情報の真偽を見極める情報リテラシー教育とあわせて指導しております。これにより、児童生徒が正確な健康情報を主体的に選択し適切に活用できる力の育成に努めております。

さらに、専門性の高い学びを保障する観点から、産婦人科医師や臨床心理士などの外部専門家と連携した講話なども実施し、性感染症予防や性暴力の防止、境界線や性的同意の理解など、今日的課題に対応した実践的な学習の充実を図っております。

こうした取り組みを通じて、知識の習得にとどまらず、自他を尊重する態度や責任ある行動につなげる教育を推進しております。今後は、こども家庭センターをはじめとする関係機関との連携を一層強化し、切れ目のない支援体制を構築してまいります。

あわせて、教職員研修の充実を図りながら、指導力の向上を努め、児童生徒が自らの心身を大切にし、将来を主体的に選択できる力を育む教育のさらなる充実に積極的に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、吉本議員。

○議員（吉本 文枝） 学校での教育が充実していることが分かりました。

だからこそ、先ほど、1人も取り残さないという点から、学習支援センターとの連携もと言っていたかもしれませんが、自宅や、第3の居場所にいる子供たちに対する情報はお考えでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） 今学校に登校している子供たちを中心にお話をさせていただきました。確かに今議員が言われますように、子供の居場所というのは、学校以外のところでも、たくさんあります。そういう意味で各居場所で教育をしている、関わっている支援の方々に、このことについてしっかりお話をし、研修の場も設けながら、これに関連する指導もあわせて支援をしているところでございます。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。ないですか。あります。はい、吉本議員。

○議員（吉本 文枝） プレコンセプションセンターの事業委託を受けている県の助産師会があるんですけども、その助産師会では5歳児への性教育も、出前講座としてされているそうなんです。その幼児期もやはり自分の体の大切さも境界線も分かる大切な時期でありますので、その時点で、教育を受けることが、自分の体を守ることやこれからの健康意識、プレコンセプションケアの土台となると考えますが、幼稚園でのその出前講座の開催などは、お考えでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） 本町においては幼児教育、子育てサロン、大変重要であるというふうに考えております。親子でしっかり子育てについてを考える中の一つとして、プレコンセプションケアについての考え方、また情報を知っておくということは大事ですし、保護者にとって幼児期における性教育とは一体何なのかということについては非常に不安があるし、悩んであるということでございますので、幼稚園だけに限らず、保育施設その他こども育成とも相談しながら、これに関する情報提供をしていきたいというふうに思っております。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。はい、では4問目お願いします。

○議員（吉本 文枝） 4問目です。

今まで広報しますと言っていたいただきましたが改めて、町の広報やホームページ、検診案内など、既存の媒体を活用し、県のプレコンセプションセンターを含めた情報を分かりやすく周知することから始めるお考えはありますでしょうか。

○議長（古屋 宏治） 堀健康課長。

○健康課長（堀 雅仁） はい、四つ目の御質問についてお答えいたします。

県のプレコンセプションケアにつきましては、ポスターの掲示や、4月に広報で周知をする予定としておりますが、議員も御提案のとおり、都度、ホームページ、LINEや健康案内など、既存の発信媒体を活用するとともに、分かりやすく周知を始めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。ありません。はい。

○議員（吉本 文枝） 最後に一言。

○議長（古屋 宏治） はい、ありますか。はい吉本議員。

○議員（吉本 文枝） はい。プレコンセプションケアはすぐに結果が出る施策ではありませんが、将来の命と健康を守るための大切な基盤づくりだと考えます。県の仕組みを生かしながら、町としての役割を丁寧に果たしていただくことを求め、質問を終わります。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 質問順位5番、門馬 良 議員。

○議員（門馬 良） 議席番号4番、門馬良でございます。

質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

本町では「ゼロカーボンシティささぐり」を掲げ、太陽光やバイオマス発電など、再生可能エネルギーの導入を進めています。

環境問題の解決に向けた取り組みは重要であります。同時に多額の予算やリスクを伴う大規模事業だけでなく、まず町にできることで町民一人一人が実感し、参加できる身近な取り組みを進めることも極めて重要であると考えています。

本年1月3日付の西日本新聞では、北九州市若松区におきまして、廃食用油を活用したSAF、SAF燃料の実証実験が始まったことが報じられました。

近年、全国的に廃食用油を原料としたBDF（トラックなどを走らせるバイオディーゼル燃料）や、航空燃料の代替となるSAF（持続可能な航空燃料）の活用がさらに進んでおりまして、廃食用油は「脱炭素の切り札」として争奪戦になっています。

糟屋郡における取り組みとして、すでに志免町・久山町・新宮町で直接、又は教育委員会との締結により学校給食から出る廃食用油を精製会社へ販売。粕屋町は、学校給食センターから出る廃食用油を販売しております。さらに粕屋町では初めてこの春から町民からの廃食用油回収を始めると聞いているところです。

こうした状況を踏まえまして、本町においても廃食用油の有効活用を通じ、町民参加型のカーボンニュートラル施策を進めることが、環境教育及び意識醸成の観点からも大きな意義があると考えております。

そこで、まず一つ目の質問です。

篠栗町の小中学校合わせて5校において、学校給食調理の過程で発生する廃食用油

は現在どのように処理されていますか。また、その処理方法及び年間のおおよその量も教えていただけるとありがたいです。

○議長（古屋 宏治） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいま門馬良議員から「学校給食廃食用油の販売を通じたカーボンニュートラル施策について」という御質問をいただきました。ただいまの1番目も含めて4項目にわたって通告書をいただいているところでございます。

篠栗町では、御承知のとおり令和3年9月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。以降、一步一步カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを進めているところでございます。

今回の御質問につきましては、その趣旨に沿って①②③につきましては教育長から答弁をいたし、④につきましては都市整備課長から答弁いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（古屋 宏治） はい、今長谷教育長。

○教育長（今長谷 寛） 1番の質問にお答えする前に、このことにつきまして教育委員会といたしましても、持続可能な世界を開く大事な環境改善、そして環境教育というふうに捉えております。身近な大切な課題でございます。この課題に関しまして、1番2番につきましては学校を管轄しております学校教育課長から、そして3番につきましては私のほうから答弁をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（古屋 宏治） はい、吉村学校教育課長。

○学校教育課長（吉村 秀昭） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、学校給食から発生する廃食用油の有効活用は、資源循環の推進や環境負荷の軽減といった観点から重要であり、また、児童生徒への環境教育の一環としても大変意義のある取り組みであると認識しております。学校教育課としても、「脱炭素施策」担当部局である都市整備課と連携し「廃食用油」の有効活用を検討してまいります。

本町の小中学校全校から発生する廃食用油は、現在は給食調理業務を受託している業者が処理を行っております。年間で発生する量は献立内容にもよりますが、概算で年間約3,600kgとなっております。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、門馬議員。

○議員（門馬 良） お尋ねします。

その業者さんが油を引き取っている、無償になると思うんですけども、そのあとどのように使われているかということをして把握はなさってらっしゃるか、御質問します。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○学校教育課長（吉村 秀昭） お答えいたします。

業者の自由処分となっておりますので、その後どうなっているかというのは現在把握はできておりません。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。

はい、ないですか。

では、2問目お願いいたします。

○議員（門馬 良） そのまま、二つ目の質問に移ってまいります。

現在処分しているこの廃食用油について、どのように使われているかということが認識できていないということでした。糟屋郡の他の町と同様にですね、精製会社へ、しっかりと環境のために生かしているこの精製会社に販売するなど有効活用へ転換するということがとても重要であるし、可能であると考えerわけですが、教育委員会として、その辺はどのように認識なさっているのか、お願いいたします。

○議長（古屋 宏治） いいですか。はい、吉村学校教育課長。

○学校教育課長（吉村 秀昭） お答えいたします。

販売については「有効」と認識していますが、現状として給食費は保護者が負担しており、例えば「学校が集金し管理している給食材料費等に算入し、給食運営費として活用する」など、各校との調整が必要であります。

また「販売価格」といった経済的な側面も重要ではありますが、住民一人一人が主体的に取り組むべき課題であると認識しており、都市整備課と連携して有効活用を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、門馬議員。

○議員（門馬 良） ということは、今課長がおっしゃったことを多少時間がかかって大変なことかもしれませんが、クリアすれば実現可能だと、そういう判断による

しいですか。

○議長（古屋 宏治） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（吉村 秀昭） お答えいたします。

カーボンニュートラル施策につきましては、担当部局である都市整備課との協議を重ねまして善処していきたいと考えております。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

では、3問目お願いします。

○議員（門馬 良） はい、そのまま三つ目の質問に入りたいと思います。これは教育長のお気持ちを聞きたい質問です。

学校給食から出るこの廃食油、トラックや飛行機の燃料へ生まれ変わる。もう私の中では究極なりサイクルだとそのように認識しております。

CO₂排出削減に貢献しているというこの事実、これをもう本当に多くの子どもたちにしっかりと見せてあげたい、そんな思いであります。極めて有意義な環境教育の教材になると考えているわけです。社会科見学の場所すらも変わるかもしれない、そんな思いです。教育的効果について、教育長はどのように評価されているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（古屋 宏治） はい、今長谷教育長。

○教育長（今長谷 寛） ただいま、三問目につきましてお答えさせていただきます。

この「カーボンニュートラルに関わる学校給食廃食用油の販売」につきましては、学校における環境教育にとって大変有意義であるというふうに効果的であるというふうに考えております。

現在のSDGs 持続的な開発目標の一つでもありますので、ぜひともこの件につきましては、児童生徒のみならず、家庭、地域全体に環境意識を広げていくこと、そしてゼロカーボン社会の実現に向けて大きな力になると考えております。極めて有効であると考えます。

今後は、各学校がっております1年間のカリキュラムの中で、どのように位置づけていくかということを検討させながら推進してまいります。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。ありません。

はい、では4問目お願いします。

○議員（門馬 良） おしまいです。町長にお気持ちをお聞かせいただきたいと思っております。本町のゼロカーボンシティ実現には、町民の理解と共感そして自分たちも参加し

ているという実感、これが不可欠であると考えています。

壮大な計画も、町民の理解が必要であるならば、それを成し遂げる第一歩として、この学校給食からの廃食用油も含めると、廃食用油の回収、町民からの回収そして販売、カーボンニュートラルに貢献する仕組みづくりを進めることは極めて有効と考えています。

ぜひ町長の前向きな、お言葉を頂けるとありがたいです。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 私にっていうことでございますので私から答弁いたします。

令和7年2月に経済産業省が策定いたしました「第7次エネルギー基本計画」におきまして、持続可能な航空燃料SAFですが、及びバイオディーゼル燃料BDFを含むバイオ燃料につきましては、製造から供給及び販売価格の安定化までの体制を構築すると方針化されているところでございます。このような国の政策を受けまして、本町でも廃食用油の回収の仕組みの構築に向け調査・研究を行っているところでございます。

まずは、町内飲食店や工場等の事業所及び一般家庭が手間をかけず、廃食用油を出しやすい回収の仕組みとするために、町内事業所へのアンケート調査及びヒアリングを昨年12月に行いました。64件の事業者から回答を得ることができ、廃食用油の発生量や回収・廃棄方法などの実情を把握したところでございます。その結果やヒアリングでの意見等を集約して、本町独自のよりよい回収の仕組みづくりを今後検討してまいります。

また、回収拠点といたしまして町内のスーパーにも働きかけを現在行っているところでございまして、町民の方が手軽に利用できるような仕組みづくりもあわせて検討中でございます。

廃食用油リサイクル事業を担っていただく回収業者の選定につきましては、本町の回収の仕組みに適合することはもちろん、町民の方々にとって利用しやすい廃食用油の回収方法や回収頻度、また循環型社会の実現に向け、そしてより良い高い精製能力を持つ事業者を選定することもカーボンニュートラルの視点から重要なものと考えているところでございます。そのような観点のもとに、回収事業者のリサイクル体制等を総合的に評価するプロポーザル方式にて業者選定を行う予定にしているところでございます。現在も、町民や事業者の皆様から回収した廃食用油の量や使用用途までの全体的な見える化を行いまして、回収に対する目的の意義などカーボンニュートラルに対する啓発も行っていきたいと考えます。

議員が言われるように「町民の理解と共感そして実感」が町としても重要だと考えております。一般家庭や事業所が油を貯めて出すという身近な行為で、脱炭素社会に貢献しているという実感と関心を町民の皆様全体にもっていただき、日常生活の習慣に定着するような仕組みづくりをしたいと考えております。

カーボンニュートラルの施策につきまして、息の長い持続可能な事業として早期に実現できるよう準備を進めているところでございますので、今後ともよろしくお願いたします。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。はい、門馬議員。

○議員（門馬 良） 私としましては、かなりサプライズな…かなり前に、もう町が動いているということを知らせていただきました。本当に大きな期待をしております。どうぞよろしくお願いをいたしまして質問といたします。

ありがとうございました。

○議長（古屋 宏治） 質問順位 6 番、崎山佐穂議員。

○議員（崎山 佐穂） 議席番号 1 番、崎山佐穂でございます。

質問させていただきます。

全国的に教員不足が指摘されていますが、子供たちに安定した教育環境を確保することは最重要課題の一つです。教員配置は県教育委員会の所管であることは承知しておりますが、学校の設置者として町にお聞きしたいと思い、質問をいたします。

本町では、年度当初の教員配置はおおむね確保されていると認識しています。一方で、年度途中で、病休や産休等が生じた場合、代替教員の確保には時間を要することがあると聞いています。その間、通常は担任を持たない管理職や主幹教諭が授業に入るほか、現場の教員のつながりを通じて人材を探す状況もあると伺っています。

そういった子供たちの学びを止めないための努力が、制度ではなく善意や現場のネットワークに頼った状況が続くことについては、検討すべき点ではないかと考えます。

そこで、次の点についてお聞きいたします。

年度途中で欠員が生じた場合の対応の現状について、町としてどのように認識しているのかお聞きします。また、安定的に代替人材を確保できる体制について、町としてどのような方向性で取り組んでいく考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（古屋 宏治） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、今長谷教育長。

○教育長（今長谷 寛） ただいま崎山議員より「教員不足と町の対応策について」の

御質問を頂きました。

1 問目の答弁をいたします。

御存じのとおり、教員不足は、全国的に深刻な問題となっております。文部科学省が令和4年4月に公表した教員不足に関する実態調査によりますと、全国の小中学校において、令和3年度始業日において、2,000人を超える教員が不足していると報告されております。また、この要因として、同調査において任用権者である都道府県教育委員会へのアンケートでは、「産休・育休、病休者数の増加、特別支援学級数の増加により、必要な臨時的任用教員が見込みより増加したこと」が挙げられております。

さて町立小・中学校における状況でございますが、令和7年度始業日時点の教員配置につきましては、先ほどお話ありましたとおり、定数に達していない不足はゼロであります。滞りなく新学期を開始することができました。

一方、御指摘のとおり、産休・育休、病休などによる、年度途中の欠員に対する代替教員の確保については、突発的、短期的な状況もあり、代替の教員の希望する勤務形態に適合せず、結果的に欠員が生じるなどの課題も認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。

はい、崎山議員。

○議員（崎山 佐穂） 町立小中学校で、年度途中で担任業務ができなくなる、病休や産休でできなくなった場合に、補充ができていないクラスは何クラスぐらいございますか。

○議長（古屋 宏治） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） 詳細な数字につきましては、学校教育課のほうから、お答えさせたいと思いますが、基本的に、今話をしましたし、答弁もしましたように、ある程度予測がつく産休・育休につきましては、事前に配置という制度もございます。それから、突発的な病休につきましては、発生したときに募集をお願いすると、県のほうをお願いするという形でございます。

予測できる分につきましては、ある程度、事前に準備をしております。代替の教員で補うという場合もございますが、病休につきましては、いつどの時点でというのができませんので、先ほどもお話がありましたように、管理職等、管理職といいますが、実質、学校の中には、担任を持たずに教科を専門としている小学校の教員や、

加配、特別に教科のプラスアルファとしてついている教員等がございます。その辺りの教員をあてがって、空白の時間をつくらないというところで補っているところがございますので、基本的に長期間において、子供たちが、担任がいない、または教科指導を受けていないという状況はございません。具体的な数については、学校教育課長をお願いします。

○議長（古屋 宏治） はい、吉村学校教育課長。

○学校教育課長（吉村 秀昭） お答えします。クラスではございませんが、現状の教職員数において、ただいまの「代替えの状況について」でございます。

実状22名、長期欠席者がございますが、そのうち未配置となっているのは7名、今把握しているところでございます。代替についても、先ほど教育長が申したとおりの対応で、まかなっているところでございます。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、では2問目、お願いします。

○議員（崎山 佐穂） 代替教員の確保が遅れる場合、町としては県にどのような、県に働きかけている、というのはよく聞きますけど、どのように働きかけていますか。それが効果的な形で表れているのか、お聞きしたいです。

○議長（古屋 宏治） はい、今長谷教育長。

○教育長（今長谷 寛） それでは、2問目につきましてお答えいたします。

福岡県教育委員会に対しましては、定数を満たす教員の任用を、個別に、また福岡県市町村教育委員会合同で、継続して要望しております。加えて、この状況を少しでも補うために、篠栗町教育委員会としては、非常勤講師や臨時免許状による任用を要望することで、教員不足の軽減に努めております。

また、会計年度任用職員の任用や包括業務委託による教員不足を補う、業務負担を減らし子供たちの教育を充実させさせるために、教員支援を引き続き行っているところでございます。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。

はい、崎山議員。

○議員（崎山 佐穂） 先ほどの話で、会計年度で、とかというお話が聞けたんですけど、退職された教員の方や、常勤では働きたくないけど、働きたくない、働けないけど、短時間やスポットでの勤務なら大丈夫という、町独自の人材バンクや柔軟な形で

教育に関われるような人材の活用方法については、町として、検討する余地はあるのかお聞かせください。

○議長（古屋 宏治） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） はい。御指摘のように、退職し、現在は職に就いてないんですけれども、過去に教職をとっていた、免許は持っているというような方々もおられます。現在のところは、過去の経歴・名簿等を見ながら本町におられる方にお声かけをしたり、または福岡県自体も同じように、退職されている方及びペーパーティーチャーというか、実際免許を持っているけれども教職についてない、失効されてないという方、このあたりに声掛けをしているところがございます。

残念ながら、それにつきましては限られた情報という形になってしまいますので、なかなかその見つけ出しといいますか、どこに存在されているかというのは分からない場合もございます。

福岡県の採用は、福岡市それから北九州市は政令指定都市で別枠、そして福岡県という三つの採用になっておりまして、本町には福岡市で勤務された方もおられるわけですけれども、残念ながらその辺りの情報が十分に届かないのが現状でございます。

できましたら、議員の皆様方または町民の皆様の中で、そういう情報も含めて教えていただければ、大変教育委員会としては助かるというところで、委員会としても努力をしているところがございますけれども、まだまだ不十分な点がございましたというところが現状です。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。

はい、崎山議員。

○議員（崎山 佐穂） 限られたネットワークで探すというのがやっぱり難しいかなと思うので、私が、提案的な形になるかもしれないんですけど、町独自の人材バンクだったりという器があれば、登録してくれるという方も、もしかしたらいるかもしれないかな、と思ってですね。誰か知っている人がいるようだと、どこに言ったらいいのか、どこに登録したらいいのかというのが分かりませんので、その難しいシステムを使わずにでもできる形で、町独自の教育に関する人材バンクみたいなのを設けていただけたらいいのかなと感じます。どうでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） 大変すばらしい考え方だと思います。今お話がありましたような方法も一つの方法として、地域学校協働活動推進員というのが、そういう意味で

は、各地域から情報を集めてくる担当として、これはもう教員に限らずですね、いろんな学校に関わる、支援をしていただける方の情報を集めている専門として配置しているわけですが、その辺りの仕組みを使いながら情報を収集し、今言われるデータベースという形で、あわせて福岡市あたりとも相談できれば、相談しながら、過去に教職をされた方で篠栗町に在住の方がいないかという情報が得られれば、その辺りも含めながら、人材バンク、教員経験者の登録、情報等を集めてみたいというふうに思っているところでございます。

何せ、なかなか情報があっても、御本人がなかなか、教職にはもうというですね拒否される場合もありますので、できるだけやはり、今町として、または県として国としても取り組んでいます。教員の働き方改革等を含めて、働きやすい環境をつくることによって過去の教職の方も、率先してお手伝いしていただける、そういう環境をつくってまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。

はい、崎山議員。

○議員（崎山 佐穂） はい、いろんな形で、教員の先生たちが働きやすく、そしてまた戻って働いてみたいなと思えるように、国・県、そして、やっぱり基礎自治体の町として取り組んでいけたら子供たちの将来も明るくなると思いますので、私たちも一町民として様々なサポートをしていきたいと思っておりますので、教育委員会のほうも、うちのほうも、ぜひ今後もよろしく願いいたします。

要望で終わります。

○議長（古屋 宏治） はい。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって散会いたします。

散会 午前11時47分

令和8年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月12日(採決)

令和8年 第1回 定例会 会議録

日時 令和8年3月12日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎山佐穂	2番	浦野雅幸	3番	吉本文枝
4番	門馬良	5番	太郎良瞳	6番	横山和輝
7番	品川静	8番	古屋宏治	9番	栗須信治
10番	村瀬敬太郎	11番	今長谷武和	12番	荒牧泰範

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	田村明広
教育長	今長谷寛	総務課長	有隅哲哉
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長	西村智子	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	山口恵美	収納課長	平山智久
住民課長	進藤功次	健康課長	堀雅仁
福祉課長	村瀬菊子	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	松尾篤史	上下水道課長	花田篤
学校教育課長	吉村秀昭	こども育成課長	藤幸三
社会教育課長	横内綾子		

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	伴秀代
係長	齊藤裕子	主事	黒瀬友宏

開会 午前10時00分

○議長（古屋 宏治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

それでは日程に従い議事を進めてまいります。

日程第1、議案第3号「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）〔令和7年度篠栗町一般会計補正予算（第10号）について〕」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○予算特別委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第3号「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）〔令和7年度篠栗町一般会計補正予算（第10号）について〕」、本議案は、衆議院議員総選挙実施のため令和7年度篠栗町一般会計補正予算（第10号）を編成するにあたり、議会を招集する時間的な余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求められたものであります。

予算の編成内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,598万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ162億6,328万1,000円とするものであります。

歳出における事業では、総務費、衆議院議員総選挙費に1,598万8,000円を増額し、歳入では、地方交付税20万円、県支出金1,578万8,000円を増額補正するものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結しただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を原案どおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 3 号は委員長の報告のとおり承認されました。

日程第 2、議案第 5 号「篠栗町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第 5 号「篠栗町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」、本議案は乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が、令和 8 年 4 月 1 日に施行されることにより、本町においても令和 8 年度から特定乳児等通園支援事業を実施することに伴い、運営等の基準を定める必要があるため、本条例を制定することについて議会の議決を求められたものであります。

制定の主な内容は、内閣府令で定める基準に従い、または参酌して条例を定めるものとされ、今般交付された基準府令は新たに確認事業として位置づけられた特定乳児等通園支援事業について、市町村が従い、または参酌する運営に関する基準を定めるものとのことであります。

執行部の説明では、篠栗町乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例については、主に通則及び事業の形態、一般型及び余裕型とした認可基準を定めるもの

に対し、今回定める篠栗町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例は、主に事業を運営することについての管理基準として、利用定員に関する基準及び運営に関する基準が定められているとのことであります。

この条例については、令和8年4月1日から施行されます。

当委員会の中で、質疑及び討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結しただいまから採決を行います。

採決を押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11でございます。

全員賛成と認め、よって議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第6号「篠栗町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第6号「篠栗町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」、本議案は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための、デジタル社会形成

基本法等の一部を改正する法律が令和8年5月21日に施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の内容は、行政手続法により定められた公示送達の方法を追加するもので、特定の場所、掲示板等において書面で掲示されているものについて、インターネットによる閲覧等を可能にし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることで、利便性の向上を図るものとのことです。

この条例については、令和8年5月21日から施行されます。

当委員会の中で質疑及び討論はありませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決しております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11でございます。

全員賛成と認め、よって議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第7号「篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第7号「篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、本議案は、篠栗町地域公共交通会議設置要綱及び篠栗町運賃協議会設置要綱の制定に基づき、それぞれの会議を附属機関として設置するため、本条例の一部を改正することについて議会の議決を求められたものです。

執行部の説明では、地域公共交通に関する事項、及び地域公共交通における運賃に関する事項を、道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保、及び自家用有償旅客運送の必要性、公共の福祉の確保、その他旅客の利便増進を図り、地域の実情に即した運送サービスの実現に必要な事項を協議するため、篠栗町地域公共交通会議及び篠栗町運賃協議会を設置することです。

それぞれの会議を設置するに至るまでの経緯として説明があり、篠栗町内の現状の公共交通における他町へのリンクはJR及び西鉄バス・タクシーであり、町内の交通体系はオアシスバスとタクシーであるが、近年の運転手不足等によるバスやタクシーの減少、オアシスバスでの運行時間等の制限、高齢化等に伴う住民のニーズの変化に伴い、新たな地域公共交通が必要であると考え、会議と協議会を設置し、次世代へつながる地域公共交通の確立を目指すとのことです。

この地域公共交通の構築におきまして、法や規則にて地域公共交通会議、運賃協議会、地域公共交通活性化協議会の設置や、地域公共交通計画の作成が必要となるとのことです。

地域公共交通活性化協議会は設置要綱のつくり方で、地域公共交通会議に含めることができるということで、陸運局の指導を受け、要綱を作成しているとのことです。

なお、地域公共交通会議の構成員は、一般乗合旅客自動車運送事業者の構成員、一般乗用旅客自動車運送事業者の構成員、住民代表、九州運輸局福岡運輸局長またはその指名する者、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の構成員、町内の道路管理者またはその指名する者、粕屋警察署長またはその指名する者、学識経験者、その他町長が必要と認める者など、14名以内で構成する、とのことであり、運賃協議会については、一般乗合旅客自動車運送事業者の構成員、一般乗用旅客自動車運送事業者の構成員、九州運輸局福岡運輸局長またはその指名する者、関係住民または利用者の代表など、5名で構成するとのことです。

今後のスケジュールといたしまして、令和8年度に委員会設立及び状況等調査の実

施、令和9年度秋に地域公共交通計画作成、計画に沿ってそのあとの動きが決まるとのことです。

この条例については公布の日から施行されます。

当委員会の中で質疑及び討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの、委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第8号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第8号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、本議案は、篠栗町地域公共交通会議設置要綱及び

篠栗町運賃協議会設置要綱の制定に基づき、それぞれの会議の委員等の報酬等の額を規定するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

執行部の説明では、会議に出席の委員について、専門的な知識・経験等に基づく助言、審査等を行うものであり、特別非常勤職員として規定することが、適当であることから、別表区分に地域公共交通会議及び運賃協議会を追加し、報酬額として、学識経験者は2万円、委員については2,500円とするとのことです。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会の中で質疑及び討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決しております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11でございます。

全員賛成と認め、よって議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第9号「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第9号「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、本議案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行により実施された定年引上げの運用にあたり、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の内容は、定年引上げ実施の趣旨である、少子高齢化が進行する社会情勢の中での複雑高度化する行政課題への的確な対応への観点から、能力と意欲のある高齢期職員のさらなる活用を推進していくため、55歳を超える職員に適用する昇給条件について見直しを行うものとのことです。

改正条例は令和8年4月から施行されます。

当委員会の中で質疑及び討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決を押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第10号「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第10号「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、本議案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和8年4月1日から施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、一つ目、医療保険者が被保険者から徴収する支援金は、医療保険料の賦課徴収の方法を踏まえ、各医療保険者の支援納付金の額に照らし保険者が設定することになっているので、令和8年1月26日に国民健康保険事業の運営に関する協議会への諮問・答申に基づき、町の税率等を設定したとのことであります。

令和8年度は、所得割0.27%、均等割1,000円、18歳以上均等割60円、平等割1,000円となるとのことであります。

二つ目、軽減措置については、現行三つの賦課方式・医療分・後期高齢者支援分・介護支援分と同様に、低所得者に対する応益分・均等割・平等割の軽減措置、支援金額に一定の限度（賦課上限）を設定することになるとのことであります。

三つ目、18歳未満の子供がいる世帯の軽減、18歳以上被保険者の出産被保険者の産前産後期間に係る軽減、18歳未満被保険者の均等割額の軽減については、子供がいる世帯の負担が増えないよう支援金の均等割額の10割軽減を設定することになるとのことであります。

この条例については、令和8年4月1日から施行されます。

なお、適用区分として改正後の国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとのことであります。

当委員会の中で質疑及び討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにて行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長(古屋 宏治) 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長(古屋 宏治) なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第11号「篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長(吉本 文枝) 報告いたします。

議案第11号「篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について」、本議案は、児童福祉法第34条の16第2項の規定により、内閣府省令で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が、社会情勢の変化や安全対策の強化に伴い頻繁に改正されている状況を鑑み、本条例の改正について、本基準を引用する形式へと改めるため、本条例の全部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は基準府令に定めがない暴力団員等の排除などを規定し、そのほかの基準については、第4条に前条に規定するもののほか家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は基準府令の定めるところによると定め、町における基準を常に最新の省令の内容に適合させ、適正な施設運営を確保するために本条例の構成を本基準に準

用する形式へと全面的に改めるもの、とのことであります。

本条例は令和8年4月1日から施行されます。

当委員会の中で質疑がありましたので説明をいたします。

「暴力団家族が経営してもよいのか」との質問があり、「暴力団員の排除の規定により関係者の経営も不可能」との回答でありました。

質疑終了後、討論を行いました但討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第12号「篠栗町放課後児童健全育成事業の施設及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第12号「篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、本議案は児童福祉法の一部を改正する法律が令和7年10月1日に施行されたことに伴い、所要の規定を整備するため本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、放課後児童支援員に義務づけられた有すべき資格として、地域限定保育士を追加するものであります。

執行部の説明では、児童福祉法の改正により、地域限定保育士が一般制度化されたこと、また、福岡県が当該制度を内閣総理大臣に申請し、認定を受けたことに伴い、試験に合格後、各都道府県知事や政令市長に登録手続を行い、国家戦略特別区域限定保育士登録証の交付を受けることで業務に就くことができるとのことであります。

なお、資格を取得し登録から3年間は合格した地域内でのみ保育士として働けるとのことであります。この勤務地の制限は、最初の3年間だけで、4年目以降は一般的な保育士と同じように全国どこでも働けるようになるとの説明でありました。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会の中で質疑及び討論はありませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認めます。

よって議案第 12 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 13 号「篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第 13 号「篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について」、本議案は、子ども・子育て支援法の規定により、内閣府省令で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が、社会情勢の変化や安全対策の強化に伴い頻繁に改正されている状況に鑑み、本条例の構成について、本基準を引用する形式へと改めるため、本条例の全部を改正し、題名を改めることについて、議会の議決を求められたものであります。

執行部の説明では、今回の改正については、基準府令に定めがない暴力団等の排除などを規定し、その他の基準については、第 4 条に前条に規定するもののほか、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は基準府令の定めるところによると定め、町における基準を常に最新の省令の内容に適合させ、適正な施設運営を確保するために本条例の構成を本基準に準用する形式へと全面的に改めるとの説明でありました。

この条例については、令和 8 年 4 月 1 日から施行されます。

当委員会の中で質疑及び討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長(古屋 宏治) 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長(古屋 宏治) なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第14号「工事変更契約の締結について〔篠栗北地区産業団地事業用地2法面工事〕」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長(品川 静) 報告いたします。

議案第14号「工事請負契約の締結について〔篠栗北地区産業団地事業用地2法面工事〕」、本議案は、篠栗北地区産業団地事業用地2法面工事について、当初の契約金額から987万4,700円を減額し、総額8,136万5,900円とする不二グラウト工業株式会社と変更契約を締結するため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものです。

主な、変更工事の概要については必要となる交通誘導員の人数が減少したことに伴う人件費相当分を減額するとのことです。

執行部の説明では、当初は事業用地内において、他業者との輻輳が想定されていたため、道路面からの施工や敷地内作業における安全確保を目的として、交通誘導員の配置を計画しておりました。しかしながら、ほとんどの期間において、単独で敷地内作業実施が可能となり、作業の安全性が確保される見通しとなったため、交通誘導員の配置人数が大きく減少したとのことです。

当委員会の中で質疑がありましたので説明します。

「交通誘導員の単価及び人数は」との質問があり、「1人当たり1万5,496円で人数は当初520人の試算であったが、結果40名となり約700万円の減額になった」との回答でした。

質疑終了後、討論を行いました。討論はありませんでした。

審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成8、反対3でございます。

賛成多数と認め、よって議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第15「町道の路線変更について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第15号「町道の路線変更について」、本議案は、既存道路の終点並びに、延長及び幅員が変更となったため、道路法第10条第2項及び第3項の規定により、路線を変更するための議会の議決を求められたものです。

変更路線名は、篠栗地区52号線です。

変更の概要は、中央4丁目の既存道路の隣接地において、宅地開発により、新設道路が設置され既存道路と接続されたため、現地確認を行った結果、道路区域の変更を行う必要が生じたため、終点部並びに延長及び幅員に変更を行うものとのことです。

当委員会の中で質疑がありましたので説明いたします。

「拡幅になったが車両の通行は可能か」との質問があり、「平均の幅員が3.6メートルなので車両が交通できないか所が存在する」との回答で、次に、「町道認定の基準において、行き止まりはロータリーの設置要件などがあつたと記憶しているが該当案件について要件を満たしているのか」との質問があり、「もともと町道認定している部分は人しか通れない行き止まりの道路で、今回道路延長することで通り抜けが可能となるため、行き止まり道路には該当せず、新たに変更をかける形となっている」との回答でありました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決しております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認めます。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第16号「令和7年度篠栗町一般会計補正予算（第11号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○予算特別委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第16号「令和7年度篠栗町一般会計補正予算（第11号）について」、本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ9,229万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ161億7,099万1,000円とするものであります。

予算の内容といたしまして、主な歳出で増額については、自立支援サービス給付6,700万円、総合保健福祉センター運営費4,285万6,000円、ため池耐震診断業務委託1,400万円などと増額し、減額については、北地区産業団地法面事業費3,923万6,000円、児童手当2,000万円、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金5,065万3,000円などを減額するものであります。

続いて、主な歳入で、増額については、町税1億6,603万1,000円、地方消費税交付金1億1,000万円、地方交付税2億6,002万3,000円などを増額し、減額については、国庫支出金2億9,449万5,000円、繰入金4億円などを減額するものであります。

あわせて、入札執行残及び経費節減等の執行残による減額補正です。

繰越明許費の補正として、消防車両購入事業ほか9件で、総額3億815万6,000円を追加するもの。

地方債の補正として、一般補助施設整備等事業1,470万円、公共事業等1,050万円を追加し、地方債の限度額の変更として、防災対策事業1億2,900万円、社会福祉施設整備事業740万円、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業2,820万円、緊急防災・減災事業10億4,200万円、学校教育施設等整備事業5億350万円にそれぞれ変更するものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 16 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 17 号「令和 7 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○予算特別委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第 17 号「令和 7 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について」、本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ 2,464 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27 億 1,306 万 9,000 円とするものです。

予算の内容は、人件費 35 万 8,000 円の増額及び医療費等療養費諸費 2,500 万円の減額補正です。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 17 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 15 号、議案第 18 号「令和 7 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○予算特別委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第 18 号「令和 7 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）について」、本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 67 万 9,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 7,220 万 7,000 円とするものです。

予算の主な内容は保険料負担の確定に伴う補正です。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略い

たします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまのただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 18 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 19 号「令和 7 年度篠栗町水道事業会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○予算特別委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第 19 号「令和 7 年度篠栗町水道事業会計補正予算（第 3 号）について」、本議案は、予算第 5 条に定めた継続費の総額及び年割額について、1 億 5,400 万円を減額し総額を 2 億 7,250 万円とし、年割額については、

令和 8 年度、1 億 7,050 万円、令和 9 年度、1 億 6,000 万円、

令和10年度、13億2,000万円、令和11年度、2億2,600万円とするものであります。

執行部の説明では、第1浄水場更新事業において整備を予定していた山王取水井について調査の結果、当初想定していた揚水量が得られないことが判明したため、この部分については整備対象から外して再公告を行ったためとのことであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第20号「令和8年度篠栗町一般会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○予算特別委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第20号「令和8年度篠栗町一般会計予算について」、本議案は、令和7年度一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ135億9,793万6,000円とするものであります。

前年度当初予算に対し9億3,387万5,000円の減額となっております。

主な減額要因は、ギガスクール端末購入費、小学校屋内運動場長寿命化改修工事、キッズドリーム幼稚園増改築補助金、記念体育館空調工事、彩り台恒久法面工対策工事、消防自動車購入費などが皆減となったため、及び経常経費の縮減に努めるとのことです。

また、主な増額は、人件費、自立支援サービス給付、児童運営費委託料、須恵町外二ヶ町清掃施設組合分担金、防災行政無線更新、学校給食費補助、元利償還金、繰出金、そして社会情勢の物価高によるものであります。

債務負担行為について、須恵町外二ヶ町清掃施設組合に対する一時借入金に係る債務保証、令和8年度、総額5億円を限度額とする借入金及びこれに対する利息の合計。

教育施設照明LED化リース（篠栗小学校、萩尾分校、勢門小学校、北勢門小学校において）令和8年度から令和18年度に1億7,570万6,000円計上されています。

地方債について、地方債の限度額は、緊急防災・減災事業、学校教育施設等整備事業のほか、合計8件の事業債で総額2億1,900万円計上されています。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

反対討論から。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） はい、議席番号6番、横山でございます。

令和8年度篠栗町一般会計予算に反対いたします。

それでは反対理由を申し上げます。

本予算内には、コミュニティ助成事業補助金1,270万円計上しております。そのうち、___区集会施設を建設するための補助金700万円が計上されています。執行部からは、区の要請を受け町が補助金を本予算で計上したとのことですが、まず新たに___区の集会施設に関しましては___総会で可決されたものではありませんので、区の決定事項ではなく、区の総意でもございません。あくまでも、___区長が個人で町に補助金申請を行ったものになります。

そして、新たに建設予定地には既に御堂が建築されておりますが、そこを管理する方全員の同意を得ておりません。町長及び担当課は、申請されたものに対して判断するので町が確認することではないと説明しておりましたが、補助金を出す側の町が申請されたものが適正か、問題ないかを確認せず、区長から出された申請を_____、町の補助を決定することは行政としてあるまじき行為だと私は思います。

補助金を出すプロセスを無視して、予算計上されているので、この項目を取下げ、問題を全てクリアした後に予算化すべきだとして本予算に反対いたします。

○議長（古屋 宏治） はい、次に賛成討論はありますか。

反対討論はありますか。

賛成討論ありますか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決を押しボタンにより行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成8、反対3でございます。

賛成多数と認め、よって議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第21号「令和8年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○予算特別委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第21号「令和8年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」、本議案は、令和8年度篠栗町国民健康保険特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ26億6,168万6,000円とするもので、前年度当初予算額に対し7,617万3,000円の減となっております。

歳出の主なものは、保険給付費18億8,012万円、国民健康保険事業費納付金6億8,775万1,000円で、歳入の主なものは、国民健康保険税4億7,613万2,000円、保険給付費等交付金の県補助金19億2,040万1,000円であります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の上、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認め、よって議案第 21 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 19、議案第 22 号「令和 8 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○予算特別委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第 22 号「令和 8 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」、本議案は、令和 8 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 2,819 万 2,000 円とするもので、前年度当初予算額に対し 6,294 万 1,000 円の増となっております。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金 6 億 497 万 5,000 円で、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料 4 億 6,128 万 6,000 円、一般会計繰入金 1 億 6,686 万 7,000 円であります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 22 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 20、議案第 23 号「令和 8 年度篠栗町水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○予算特別委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第 23 号「令和 8 年度篠栗町水道事業会計予算について」、本議案は、令和 8 年度篠栗町水道事業会計予算を、第 2 条に定める業務の予定量に即して、収支の予定額を定めるものであります。

第 3 条において、収益的収入の予定額 6 億 5,602 万 6,000 円に対し、支出の予定額は 6 億 3,949 万 2,000 円となり、1,653 万 4,000 円の黒字予算とするものであります。

次に、第 4 条において、資本的収入の予定額 3 億 6,200 万円に対し、支出の予定額を 4 億 5,583 万 2,000 円とし、資本的支出額に対し不足する 9,383 万 2,000 円は、当年度分損益勘定留保資金 6,044 万 5,000 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3,338 万 7,000 円で補填されています。

次に、第 5 条において、企業債について、企業債の限度額は配水管及び施設等建設改良工事費 3 億 6,200 万円計上されております。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長(古屋 宏治)

変更はございませんか。

(再確認中)

○議長(古屋 宏治) なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第24号「令和8年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○予算特別委員会委員長(吉本 文枝) 報告いたします。

議案第24号「令和8年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」、本議案は、令和8年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算を、第2条に定める業務の予定量に即して収支の予定額を定めるものであります。

第3条において、収益的収入の予定額8億9,150万円に対し、支出の予定額は8億8,053万7,000円となり、1,096万3,000円の黒字予算とするものであります。

次に、第4条において、資本的収入の予算額3億7,071万1,000円に対し、支出の予定額を5億7,020万6,000円とし、資本的支出額に対し不足する

1億9,949万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金

1億5,358万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額
574万5,000円、減債積立金4,016万1,000円で補填されます。

最後に、第5条において、企業債について、企業債の限度額は流域下水道事業債
5,000万円、資本費平準化債1億6,250万円、下水道事業債（特別措置分）
3,420万円計上されております。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので詳細につきましては省略いた
します。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いた
しております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり、決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生両委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元のタブ

レットに掲載のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設、文教厚生両委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

よって、総務建設、文教厚生両委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、タブレットにメール送信しておりました委員会の閉会中の調査結果について質疑等があれば受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○議長(古屋 宏治) ないようですので、質疑を終わります。

次にお諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句・数字等の整理訂正につきましては、会議規則第45条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句・数字等の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで、町長何か発言することがございましたら許可いたします。

○町長(三浦 正) はい。

○議長(古屋 宏治) はい、三浦町長。

○町長(三浦 正) 令和8年第1回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

長期間にわたる御審議、誠にありがとうございました。

本定例会において上程いたしました「篠栗町教育委員会委員の任命について」の人事案1件、「篠栗町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」をはじめ条例案9件、「工事変更契約の締結について」1件、「町道の路線変更について」1件、専決処分を含む令和7年度補正予算5件、令和8年度当初予算5件の上程いたしました22議案に全てにつきまして、慎重なるご審議を賜り、原

案どおり可決・承認賜りましたことに心から感謝申し上げます。

本定例会は、令和8年度の篠栗町の事業計画をご審議いただく非常に重要な会議でございました。

予算特別委員会等で頂いた貴重なご意見やご指摘を真摯に受け止め、限られた財源を有効に活用できるよう、これまで以上に査定及び執行管理を厳格に行い、節減すべきところは徹底して節減しつつ、しっかりと行政運営に努めてまいります。

また、成立いたしました新年度予算に基づく事業を早期に実現するため、各課とも可能な限り前倒しして取り組んでまいりますので、何卒よろしく願いいたします。

開会日の施政方針でも述べましたが、篠栗町における今後の行政運営を考えるにあたっては、単年度ごとの収支調整にとどまるのではなく、町全体として経常的に発生している経費そのものを見直し、持続可能な行財政構造へと展開していくことが重要であります。経常的経費が高い水準で推移したままでは、将来世代に過度な負担を残すことになりかねません。

今この段階で構造を見直すことが、将来にわたり町の機能を安定的に維持していくための責任ある判断である考え、令和8年度には町長直轄のプロジェクトチームを立ち上げ、1年間かけて体制の見直しを図り、令和9年度から新組織・新体制で臨むことのできるよう進めたいと考えております。

これは令和7年度に行った業務量調査を生かして、業務そのものを精査し、真に必要な行政サービスに重点化することを目指したものでございます。

今後、取り組みの途中経過を議会にもご報告してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。予算特別委員会の場で最後に、古屋議長から今後の議会と執行部の在り方についてご意見を賜りました。それは、「執行部が行おうとしている事業についての事前の説明が不足しており、議会中の委員会審議等だけの執行部からの説明では、是非を判断しかねるケースが多い。議会は今後も執行部と協力し合いながら、町民の皆さまのためのまちづくりを行っていきたいと思っているので、常々、議会との情報共有をお願いしたい」との内容でございました。

私ども執行部は、これまでも議員各位からの同様のご指摘をいただいておりますが、改めて今回の議長のご意見を真摯に受け止め、議会閉会中においても議員の皆様方と情報共有を図ってまいりたいと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

さて、今月末をもちまして、産業観光課松熊課長が役職定年を迎えられます。

社会教育課長として3年間、産業観光課長として5年間にわたって携わっていた

きました。特に、産業観光課長として、篠栗町の商工観光・農林業の持続可能な推進に向けてさまざま場面でご尽力いただいたことに私からも感謝申し上げます。どうもありがとうございました。今後は、これまで培われた知見をさらに生かしていただき、後輩職員のためにご尽力いただきますよう、よろしく願いいたします。

また、同じく3月末を以て、まちづくり課大内田課長が退職されます。大内田課長は、本町の将来の財政基盤を支える重要施策であります篠栗北地区産業団地の整備推進をはじめ、町の魅力を発信するPR業務や、賑わいを創出するイベント事業の企画など、篠栗町の活力を生み出す最前線で采配を振るわれました。議会においては委員会審議などの場で、自らの言葉で責任を持って丁寧に説明し論を尽くす姿勢は、課長職としての強い責任感を示すものであり、後に続く職員にとって大きな手本でございました。これまでのご貢献に対し、深く敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。今後は、その豊かな経験をもとに新たな一步を踏み出されるということでございます、心からお祈り申し上げますのでよろしくお願い致します。

本当に御苦労さまでございました。

結びに、議会におかれましては今後とも行政のチェック機関として、また町を発展に導く「車の両輪」として、引き続きご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げ、令和8年第1回定例会の閉会の挨拶といたします。

長期間の御審議、誠にありがとうございました。

令和8年度も引き続きどうぞよろしくお願い致します。

○議長（古屋 宏治） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、令和8年第1回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時16分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

古屋 宏治

篠栗町議会議員

栗須 信治

篠栗町議会議員

村瀬 敬太郎
